

## 平成27年度涌谷町議会定例会6月会議（第2日）

平成27年6月18日（木曜日）

### 議事日程（第2号）

#### 1. 開 議

##### 1. 議事日程の報告

##### 1. 一般質問

1. 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

1. 報告第 1号 専決処分の報告について

1. 報告第 2号 専決処分の報告について

1. 報告第 3号 専決処分の報告について

1. 報告第 4号 専決処分の報告について

1. 報告第 5号 専決処分の報告について

1. 報告第 6号 専決処分の報告について

1. 報告第 7号 専決処分の報告について

1. 報告第 8号 専決処分の報告について

1. 報告第 9号 専決処分の報告について

1. 報告第10号 繰越明許費繰越計算書について

1. 報告第11号 繰越明許費繰越計算書について

1. 報告第12号 繰越計算書について

1. 議案第55号 涌谷町職員定数条例の一部を改正する条例

1. 散会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	12番	加藤紀君
14番	大泉治君	15番	遠藤稔雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	副町長	菅原孝治君
総務課長 兼参事	城口貴志生君	総務課長 兼防災交通室長	達曾部義美君
企画財政課長 兼参事	高橋宏明君	まちづくり推進課長	今野博行君
税務課長	泉沢幸吉君	町民生活課長	牛渡俊元君
町民医療福祉センター 副センター長兼 福祉課長	高橋正幸君	町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君
町民医療福祉センター 健康課長	熊谷健一君	農林振興課長 兼参事	村上芳行君
建設課長	佐々木竹彦君	上下水道課長	平茂和君
会計管理者心得 兼会計課長	高橋貢君	農業委員会会長	畑岡茂君
農業委員会 兼事務局長	遠藤栄夫君	教育委員会 兼教育長	笠間元道君
教育総務課長兼 給食センター所長	渡辺信明君	生涯学習課長	小野寺和敏君
代表監査委員	柳渕茂君		

事務局職員出席者

局長	佐々木健一	総務班長	木村智香子
主査	金山みどり		

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

どうぞ本日もよろしくお願ひ申し上げます。

ここで、開会前にお知らせしておきます。木村正義議員、遅参、それから農業委員会会長、県農業会議のため欠席の届け出が出ておりますので、お知らせしておきます。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。



◎一般質問

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問。

昨日に引き続き、かねて通告のございました一般質問をこれから許可いたします。

1番大友啓一君、登壇願います。

〔1番 大友啓一君登壇〕

○1番（大友啓一君） 皆様、改めて、おはようございます。

2日目のトップバッターということでよろしくお願い申し上げます。1番大友でございます。議長のお許しがありましたので、かねて通告してありました一般質問をさせていただきます。

まず、項目1点目でございます。「子育て支援の拡充について」でございますが、人口減少や少子化の進行をとめるためにも、小学校入学前の第三子以降に係る幼稚園や保育所の保育料の無料化の考えはないかお聞きいたします。

また、これまでも全幼稚園への給食をとということが議会でも時折出ておりましたが、私も以前に一部のみの給食は同じ町内においては不公平ではないかと質疑をしたことがあります。議会報告会や地区の方々と話をしていると、必ず出てくるのがこの話であります。要望が多くあるように感じております。ぜひ全幼稚園での完全給食をしてもらいたいと思いますので、改めて町長の考えをお伺いいたします。

項目2点目でございます。「入院期間中の教育支援と今後の学童保育について」であります。まず、長期入院した児童・生徒の学習指導の方法についてですが、入院1カ月以上の子供の半数は学習指導がないという調査結果が出ておりますが、当町は過去あるいは現在において、どのような指導をしているのかお聞きいたします。

次に、学童保育についてですが、3月議会の折に5番議員が一般質問しておりますが、6年生までの受け入れについては、いつごろからをめぐりに考えているのか。また、施設の問題や支援員の確保など課題があるようですが、全部の場所ができないわけではないと思いますが、この点について教育長にお伺いいたします。

まず、1回目、お願いします。

○議長（遠藤稜雄君） 町長、登壇願います。おはようございます。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 改めまして、議員の皆様、参与の皆様、おはようございます。

中日であります。しっかり頑張っておりますので、どうかご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、1番大友啓一議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、1番目の第三子からの保育料無料化についてでございますが、国の子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、涌谷町におきましても今年度から、第一子、第二子が幼稚園・保育所等対象施設を利用している場合、入園・入所している第三子の保育料を無料としております。現在、国でも幼児教育の無償化の検討を行っている状況でございます。今後、国、県及び県内各市町村の動向等を見据えながら、涌谷町子ども・子育て会議等で無償化の課題等について検討をしてみたいと考えております。

2つ目の全幼稚園の給食の配食についてでございますが、現在、給食を実施しているのは幼保一元化施設であるさくらんぼこども園のみでございます。ご質問のように他の幼稚園でも給食を実施した場合、保護者の登園準備に係る負担軽減や栄養バランスの確保等のメリットが考えられます。しかし、その一方で、お弁当にはその日その日の体調に合わせて量や内容を変えることができるよさや、帰宅後において弁当箱を広げ子供の変化を感じることができるといった、母親がそういう状況を把握するといったいい意味での側面もございます。これは親と子の心のキャッチボールであり、親子のきずなを深めるものでもございます。また、弁当であってもみんなで食事をする一体感や家庭と異なる環境で食事をすることによる学びを得ることができ、給食、お弁当、それぞれにメリットがあると考えております。

今後でもこども園、幼稚園それぞれの役割や特性を生かし、多様な子育てニーズに対応してみたいと認識しておりますので、なお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。1番大友議員への回答とさせていただきます。

○議長（遠藤稜雄君） 次に、教育長、登壇願います。おはようございます。

〔教育委員会教育長 笠間元道君登壇〕

○教育委員会教育長（笠間元道君） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、まず最初に、ご質問の入院期間中の教育支援策についてでございます。

教育支援を考える際には、まず入院の最大の目的は子供の病気の治療であり、本人が日常生活を無理なく送ることができることでもあります。まさに治療最優先ということでございます。その上で、学習に関して、保護者、さらには主治医と相談し、一定の教育に耐え得るかの判断を仰ぎ、どのような教育支援が可能なのかを考えていく必要があるかと思います。

長期にわたって治療や静養を必要とする児童・生徒に対しましては、県内では県立こども病院を初めとして院内学級を設置している病院がございます。設置の形態といたしましては、病弱特別支援学校の分教室や小・中

学校の特別支援学級として学習指導などの教育支援が行われております。長期入院でなくても、通常、入院となれば、病状により先ほどの主治医の許可を得ながら、本人なりに教科書やワークブックで学習に取り組む様子は見られます。さらに、教師が病室を訪れ、授業に使用する学習プリントや授業のノートを届けるなどして学習の授業の様子を伝えるなど、配慮が通常はされております。

このように入院が必要となった場合、特に長期入院の場合には、児童・生徒の入院への不安を解消し、学習の空白や学習への意欲が損なわれないような対応に努めなければならないというふうに考えております。先ほどの長期入院でいわゆる学習支援がなされていないという報道があったわけです。4割なされていないというようにあったんですけれども、それについては本町ではその実態はどうかということ、いわゆる先ほど申し上げましたように、通常の入院の場合は先ほどのような対応、あと長期入院につきましては、いわゆる院内学級へ在籍した子供はここ2年で1人おりますけれども、これも東北大学病院のほうの院内学級で対応しております。

次に、4年生からの学童保育受け入れについてでございます。議員御存じのとおり、ことし4月から施行されました子ども・子育て支援制度により、学童保育の対象年齢がこれまでの小学1年生から小学3年生までから小学6年生までと拡大されております。現在、西地区に八雲学童クラブと涌谷一小学童クラブ、東地区に杉の子学童クラブ、さらに昨年度から箕岳地区に小里箕岳学童クラブを開設し、4カ所の放課後学童クラブを運営しておりますが、学童保育の対象を小学6年生まで拡大した場合、先ほどのご質問にもありましたように、いわゆる人材の確保、施設・設備の整備等解決しなければならない課題もあり、町としては、昨年8月に設置いたしました涌谷町子ども・子育て会議においてこの制度におけるサービスの提供等についてご審議いただき、ことし3月に涌谷町・安心子育て支援プランを作成いたしました。引き続き、この会議におきましてこのプランの実現に向けて現在審議を進めていただいているところでございます。

国は今後5年間を目標にこの6年生までの学童クラブを実施するという指針を示しておりますけれども、本町におきましても、この涌谷町子ども・子育て会議を推進役核としながら、受け入れ体制の整備に取り組んでまいりたいと。当然ここには町民の学童保育に対する要望等々も把握しながら進めてまいりたいというふうに考えております。なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） それでは、2回目質問させていただきます。

日本一の子育て村を目指してという町がありましたので、ちょっと皆様にご紹介したいなと思って切り抜きを持ってまいりました。島根県の邑南町というところでございます。人口1万2,000人の町でございますが、福祉、保健、医療へ施策を重点化することで日本一の子育て村を目指している町でございます。ここは保育料や子供医療費の無料化、それから小児科専門医の常駐などを施策化、全国有数の高い出生率をこの10年間で実現した町であります。この町に入りますと3人目、4人目を身ごもっているお母さんが何人もいるそうでございます。その結果、園児が減ることもないそうでございます。町が2011年度から導入した、ここは第二子目からは無条件で保育料が無料でございます。この邑南町では保育所は地元産のコシヒカリを使った完全給食も実施しております。極力保護者の負担をなくしている町のようにございます。福祉、保健、医療を絞りながら、「子育てするならば邑南町」というスローガンを掲げているようでございます。と同時に、定住対策にも

力を入れているということで、子育て環境の充実に魅せられた同町への移住を考える人たちに助言しながら、地元とのつなぎ役になる定住支援コーディネーターを設置しております。11年から始まったわけですが、13年度までに18世帯が移住したということで、うち3世帯で移住後に子供が生まれ、12年度には合計特殊出生率が2.65という、全国でもトップクラスだと思いますけれども、こういう効果があらわれているようでございます。

私は、これからの課題というのは18歳以下の人口をふやすことだとは思っております。2025年問題、皆さんもわかっていると思いますが、一気に高齢化に入っていきます。そこからさらに10年、20年と介護の問題も出てきます。やはり18歳以下は、この年数を見ますと、高齢者の支え手をふやすことが重要と考えております。今10歳の方だと30歳になる。簡単な計算でございますけれども、3人目、4人目産んでもらえば、20年後はことし産まれた子供が二十歳になって立派な支え手になるのではないかと考えております。要は、現在の若い女の人数が3人目、4人目と産んでくれる環境をつくるのが大事なのではないかと考えております。

そのためには、先を見越した、思い切った子育て支援が必要だろうと考えますが、町長はこのことについてどのように考えるかお聞きいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、お答えします。

ただいま大友啓一議員さんの島根県の邑南町のすばらしい事例等々をご紹介いただきました。まさにいい事例で、取り組みの姿が模範、手本になるまちづくり、子ども・子育て等々に対しまして、そうだろうなというふうに私も感心したところでございます。

しかし、今お話の陰にあるような内容については、いろいろと涌谷町の町としても課題があるというふうに認識しております。私はこの4年間、きのうもお話ししましたように、東日本大震災の復旧あるいは復興へ向けた取り組みを最優先という姿で対応しながら、宿題でありました学校適正規模適正配置等々の課題等々も視野に入れながら処理してまいりました。実現をしてまいりました。いよいよこれからこういう課題、いわゆるただいま大友啓一議員がおっしゃいましたような課題等々が町にとりましても重要な課題として残る、いわゆる取り組まなければならないその姿だろうなというふうに認識しております。

時、あたかもことしは第5次総合計画を策定をしなければなりません。これは第5次総合計画、全般的な姿でまちづくりの計画でございますけれども、どこにどのように力点を置くのかというような姿も皆さんとともに考えていかなければならないその姿であります。当然私は私なりの方向性というものについてはしっかり頭の中に入れておいてございます。そしてまた、今、地方創生、涌谷町版の戦略をしっかりと認識してこの5年間の対応をしていかなければならないという課題もあります。その中にやはりこういう先進事例等々をしっかりと受けとめてまいらなければならないというふうに認識しております。

その課題について、昨年、まちづくり推進課長がこの邑南町に行って独自につぶさに視察等々をして勉強してきておりますので、やはりノウハウ、あるいはそういう課題等々も比較検討して、町としてこのような姿で取り組む計画をしっかりとつくりたいというような発表もしてございますので、なおさら対応しなければならない課題があるのかなというふうに思います。

ただ、そのためには大きく財政の枠を変化をさせなければならないということも、議員さん、財政等々の現状を認識しているわけでございますので、どこを削ってどこをふやしてどのようにやるかというのは皆さんとと

もにしっかりと認識をしながら、負担するところは町民にしっかりと負担してもらおう。ただ、負担よりもそちらのサービスのほうが重要であるというような認識を持つような姿で対応するならば、当然削るものはしっかりと削って理解をしていただくということが必要になってくるということだけは認識していただければ幸いなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） こういう町に私も機会があれば視察に行ってみたいなと思いながらこの記事を読みましたけれども、予算の関係を言われますとどうもこれ以上話が続きなくなりますので、ちょっと給食のほうに移らせていただきます。

やはりこの前の議会報告会でも、幼稚園格差というか、地域格差ではないのかと、そういう意見もありました。どちらの会場に行っても。やはり小学生を持っている家族の人たちってそっちを望んでいるのかなと思いがら、話は聞いて帰ってきたわけでございます。さっき弁当と給食とメリットはどっちにもある、デメリットもあるということでございますけれども、やはりおらずに差がなく、みんなで同じものを食べることで心の栄養と健康、そして丈夫な体が育まれるのかなと私は思っております。そして、保護者の負担を極力なくすことが、これは人口増加策にも結びつくとは思いますが、この点について町長の考えをちょっともう一度お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 確かに弁当を学校給食という姿でかえてほしいという母親あるいは親、両親の願いがあるかというふうに考えておりますけれども、弁当にしる、給食にしる、いわゆる保護者負担になることは間違いないんです。その辺を考えてみて、やはり子育ての原点、基本というものは親だということから見れば、子供を大事に育てたいという意識があれば、弁当を持って「頑張ってこいよ」と言って送り出すその姿が親子関係のきずなが一層深まるのかなという思いであります。今、さくらんぼこども園が幼保一元、幼稚園と保育所が一元という姿で、便宜上そういう姿で対応しております。これから少子化にどんどんなって子供たちの数が減るような状態になってきた際には、新たな課題として受けとめなければならないというふうにも認識しなければならぬというふうに思いますし、そしてまた母親が、いわゆる子供の親御さん方が、どうしても学校給食でお願い申し上げたいということになれば、やはりその費用負担は当然その母親あるいは家庭に求められる状況でございますので、その辺のところの判断というものは、ぜひバランス、いわゆるどっちのほうが親としていいのかという理念を持ってアンケートなり調査なりする機会が必要だろうなというふうに考えております。理解してください。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） どちらの支援策もぜひこっちの総合計画の中で検討していただきたいと思っております。

それでは、項目2のほうに移らせていただきます。

入院期間中の教育支援でございますが、全国の国公私立の小中高の調査で、2013年度なんですけれども、1年間に30日以上入院した児童・生徒は延べ3,893人、うち小学校が1,478人、中学校が1,291人、高校が1,124人になっております。このうちの半数の1,957人が学習指導を受けていなかったということがわかりました。この中には、先ほど答弁の中にもありましたけれども、治療の専念や、あとは感染症対策、入室禁止などありますが、

やはり病院が遠いところだったり、教員の時間確保が難しいことが挙げられておるようでございます。逆に、指導を受けていた1,936人の半数は、教員が病院を直接訪問していたようでございます。また、先ほどの答弁の中にもありました病院内に設置された特別支援学級、そういうところで指導。やはりこれは、退院して学校に戻ったときに指導が全くなされない場合ですと、大げさかもしれませんが浦島太郎状態になるのかなど。そうしますと、なかなか今度はついていけなくなる。学習が。そうすると、悪い方向に行きがちになってくるのではないかと危惧をしております。

まず、教育はひとしく受ける権利がありますので、ぜひそのようにならないような支援策が必要と考えますので、先ほどの答弁のとおりでございますけれども、この点について、もしあるならばもう一度。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） ありがとうございます。繰り返しになるかもしれませんが、まずは、いわゆる入院した場合ですけれども、学校といたしましては治療最優先と。そして、さらに主治医、保護者と相談をして、本人が不安のないように、さらには入院中の空白ができるだけ少なくなるように、さらには議員お話のように受け入れ体制、本人だけでなく、特に長期入院した場合戻ってくるわけですので、この院内学級の場合は転校の形になるわけです。またさらに転校してくるというそういうハードルもございます。そういう点の受け入れ体制、その辺について、やはり今後の状況を見て一つ一つ丁寧に対応するという事だろうというふうに思います。そのように対応してまいります。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） それでは、学童保育のほうに移らせていただきます。

先ほどの支援プランの中の5カ年の事業計画をちょっと見たんですけれども、5年間で見込みは数字にのっているんですけれども、確保のほうでいくと5年間ずっとゼロなんですよね。これは、さっき5年間を目標に国からの指導があるということでございますが、5年間にそういう4年生から6年生のものをやりなさいでなくて、目標だから、5年間以内ですね。だから、その数字を見ると、最初からやる気ないのかなと思って見たわけでございます。このことについてちょっと、教育長、説明お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） 今御指摘いただいた点で、実はこの概要版があるんですけれども、概要版のほうに、ちょっと私も準備してこなかったんですけれども、印をつけて、これはこういう意味だというふうに書いているんです。これはちょっとその概要版を見ないと今思い出せないんです。それについては、後でじゃあお話しいたします。

国の目標は19年度までというふうになっている。いわゆる15、16、17、18、19、5年間の目標ということで、それで、子育て会議におきましてこれから具体的に例えば活動場所、施設、あと支援員の問題、あとそれから例えば学年進行でいくのか、4年生最初、例えば5年生、6年生、学年進行でいくとか、そういうのを具体的に見通しを立てるわけです。そして、その中で、19年度まで涌谷町として放課後児童クラブを1年生から6年生までを開設するということになります。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） その件はわかりました。



これ箕岳地区のことをちょっと引き合いに出して、来年統合するわけでございますけれども、そうなると、環境が変わってくれば、学童クラブの意識というんですか、変わってくるのではないかと考えております。今年度は旧小里幼稚園のほうで距離的にすれば偏った場所で学童保育を今現在やっていますけれども、今度それが箕中の校舎を使いますと箕岳地区のちょうど中心になるんですね。そういった面で地理的にも人数がふえてくるのかなと思いますが、箕岳白山小学校になっても60人ぐらいだと思います、全体で。このぐらいの人数だったら放課後子ども教室と学童クラブを一緒にして学校を開放したらいいんじゃないかなと考えております。かえってそのほうが何か、その中でサッカーとか野球とかする児童・生徒は多分そっちのほうに行くと思いますけれども、この点について。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） ありがとうございます。いろいろとアイデアいただきまして。その辺あたりも子ども会議で検討になります。

あと、それから、後の部分の学校をそのまま開放という形、やはりこれにはいわゆる文科省と厚生労働省の関係もございますので、その辺のすみ分けとかそういうシステムについても一定の検討が必要であろうかと思っております。その辺もやはり時間がかかっていくということになります。ただ、非常に参考になりますので、ありがとうございます。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） それから、このような制度を実施してもらえば、今、涌谷町ばかりでなく農業収入なんかかなり落ちております。なかなか大変なんですね、そういう生活とか。保護者とかあと若いおばあちゃんたち、こういう制度ができて、日中フルタイムとかそういう形で働きたいという方も中にはいるのではないかと、心待ちにしているのではないのかなと私なりに考えております。このような支援策は5年と言わずになるべく早くやっていただけたらばなど。最後になりますけれども、このことについて答弁をお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） いろいろな要件があると思いますが、その要件がある中で、これはやはりお話のようにできるだけ早く要件を解決しなければならないものがありますけれども、するという姿勢は、これは教育委員会としては持っていかなければならないというふうに、むしろそのように持っていかなければならないというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 次に、5番杉浦謙一君、登壇願います。

〔5番 杉浦謙一君登壇〕

○5番（杉浦謙一君） 5番杉浦でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

第1に、「町長の基本姿勢について」ご質問いたします。

原発を含むエネルギー政策につきまして、そして再生可能エネルギーにつきましてご質問いたします。

国は依然として安全神話にしがみつき、福島第一原発事故の原因究明、そして事故終息、それができないまま鹿児島県の川内原発を8月にも再稼働させようとしております。原発の再稼働について、県の村井知事は議会で、国において総合的に判断されるべきものと答弁をしております。これは平成25年6月25日の議会でございます。県民の命と安全にかかわる重大な問題、国の判断に委ねるような姿勢は大変疑問ではないかと思っております。

このような国と県の姿勢について考えをお聞きいたします。

そしてまた、全国原発は1基も稼働していないわけですが、電力は足りているわけであり、これは主に化石燃料であり、火力発電に頼っているという問題があります。これを転換に再生可能エネルギーに転換するようなことが求められていると思いますが、町長の見解をお聞きいたします。

そして、TPPについてご質問いたします。

TPPは、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定であります。例外のない貿易自由化と非関税障壁の撤廃がこのTPPの目的でございます。農業に壊滅的な被害を与えるというだけでなく、外国資本を含む企業の医療参入で、これまでのようにいつでも誰でも良質で安価な医療が受けられなくなるというのが医師会の見解でもあります。このTPP交渉では国会決議を全く無視して進められていることは既に明らかになっているわけであり、TPP交渉についても見解を伺うところでございます。

そして、政府は社会保障予算の自然増削減の路線を復活させ、あらゆる分野での制度改革、削減に乗り出そうとしております。医療改革と称して負担増と切り捨てを推進しています。国保の運営主体を市町村から都道府県に移行させようとしております。介護保険では過去最大規模での削減を行い、医療現場の低賃金と慢性的な人手不足を加速させ、3割が赤字経営になっている特養ホームで閉鎖や新增設の中止など、介護難民を激増させるものであります。町長はこのような社会保障政策についてどのように考えているのかお聞きいたします。

そして2つ目、「産業振興、地域振興について」ご質問いたします。

町長は道の駅を構想しておりますけれども、衰退しつつあります商店街を考えれば、理解できるものと考えます。涌谷町にとっては農業や中小企業も深刻な実態にあります。町全体の活性化につながるためには、全国的にも県内的にも道の駅が効果的であると私は考えます。地元農産物、地場産品、そして憩いの場としても、町全体が活性化することを目指して道の駅構想へ踏み出してはいかかかと考えます。地元の声聞き、全ての知恵を出し、活性化の起爆剤としていくことも大事だと思います。そのためにも高い意気込みが必要であります。町長の見解を伺います。

そして、バイオマスエネルギーについて、再生可能エネルギーによる雇用創出についてご質問いたします。

平成22年、環境省が再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査を行っております。ポテンシャルというのは可能性であります。その結果は、太陽光、風力、中小水力、地熱発電、この4項目だけでこのポテンシャルは20億7,800万キロワットであります。原発は100万キロワットでありますから、実に2,078基分に相当する莫大なものとなります。これに加え、各種のバイオマス発電、揚水発電、燃料電池など技術を注目すれば、近い将来、全てのエネルギーを再生可能エネルギーに依拠することは可能となります。このことを踏まえ、町として積極的な取り組みをすべきと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

そして、「就学援助について」ご質問いたします。

子育てをしていく上で大きな問題の一つは、教育費の負担が重いということであり、日本の教育費の公的支出は先進国の中でも5年連続最下位という現実であります。就学援助について、2010年度からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が新たに就学援助の項目に加わっております。しかし、当町では実施していないのが現状ではないでしょうか。この項目についての考えをお聞きいたします。

そしてまた、この就学援助制度には、就学前の子供が入学前に準備する学用品、ランドセルや体操着などを購

入する費用、入学準備金がありますが、就学援助の申請は入学前でありまして、実際に支給されるのは1学期の終わりごろとなります。本当に困っている家庭の状況を考えるならば一刻も早く支給すべきと考えます。

栃木県日光市では2015年1月、ことし1月から入学準備金貸付制度を開始しております。この制度の内容は、新入学児童・生徒を持つ世帯のうち、入学に必要な物品購入が困難な世帯に貸し付ける制度であります。上限は小学生が5万円、中学生が10万円となっております。貸付期間は貸付日から1年以内で、無利息、償還方法は2カ月据え置き、その翌月から10カ月以内に完納することとなっております。なお、就学援助に認定された場合、貸付金と相殺できるということでもあります。このような入学準備金貸付制度について見解をお聞きいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、登壇願います。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 5番杉浦謙一議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、原発政策でございますが、福島第一原発の事故後の水力、火力、原子力、再生可能エネルギー等についてどのような電源構成が望ましいか、いわゆるエネルギー・ベストミックスについて、関係省庁やさまざまな研究機関がそれぞれの立場から論じていることは報道等でご承知のことと存じます。経済産業省の案によりますと、原発による電力量については全体の2割強程度が望ましいとされており、国としては今後とも原子力発電所を維持していく姿勢であることが示されたものと考えております。

しかし、私は町長就任以来、町民の皆様生命と財産を守ることを第一に考え、議会や各報道機関で発言してまいりましたとおり、脱原発に向けた姿勢は今でも変わってはおられません。また、平成24年9月議会で東北電力女川原子力発電所の再稼働を行わないことを求める意見書が採択されていること、さらにはUPZ圏内の2市3町との間で先般締結いたしました住民の安全確保に関する協定では、関係各市町とも連携し、町として原発政策との向き合い方を考えてまいります。今後のエネルギー政策としましては、再生可能エネルギーを活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムを構築していくことが大切であると考えております。

宮城県の震災復興計画においても再生可能エネルギーを活用したエコタウン形成が復興策の一つとして掲げられており、当町といたしましても、県の考え方にに基づき再生可能エネルギーの導入を進めているところであります。これまでに町の防災拠点となる役場庁舎及び医療福祉センターに太陽光発電設備等を導入しております。そして、今計画しているのはゆうらいふ、あるいは公民館等々にも計画をさせていただいております。町としましては、今後も国、県と連携を図りながら、再生可能エネルギー事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、地域産業、地域医療に及ぼすTPPについてでございますが、まず初めに、地域産業についてでございますが、農林水産分野の重要5品目などの聖域確保を求めた国会などの決議と聖域が守れない場合は交渉からの脱退も辞さないとする政府の姿勢であることから、交渉の動向を注視しながら、これまで同様、農地の集積、集約化により生産コストを削減し、生産性の高い農業を確立するとともに、6次産業化や地産地消についても取り組んでまいりたいと考えております。

医療分野に関しましては、自由診療や混合診療に対する制約の撤廃等により、日本の誇る国民皆保険による医療保険制度崩壊につながり、所得格差が人の生き死にまで結びつくような社会の到来が危惧されているのは事実でございます。いずれにいたしましても、関連の諸問題について国等の動向を注視しながら検討してまいりたい

いと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、福祉などの社会保障についてどう考えているのかについてであります、社会保障につきましては、個人の責任や努力だけでは対応できないリスクに対して相互に連携して支え合ひ、それでもなお困窮する場合には必要な社会保障を行うのが役割で、社会保険、社会福祉、公的扶助、保健、医療、公衆衛生を総称したものでございますが、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律で求められている少子化対策、介護保険制度、医療制度についてお答え申し上げます。

子ども・子育てに関する少子化対策につきましては、平成27年4月から施行されました子ども・子育て支援制度によりまして、全ての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるよう社会全体で子育て支援の取り組みを行うことを目指しておりまして、新制度に伴い、関連する町の施策についても取り組んでまいります。

介護保険分野につきましては、地域の実情に応じて、重度な介護状態、要介護状態になっても高齢者が可能な限り住みなれた地域でその能力に応じ自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を現在目指しているのが事実でございます。今後、生活支援のニーズがふえてまいります、それを地域の人たちで支えていくということがかなりの部分で占めてくるのではないかと考えております。高齢者の方々に担い手になってもらひ、現役時代の能力を生かした活動や、興味・関心があることにどんどん取り組んでいただいたり、生きがいを持って生き生きと暮らす、やることがある、頼まれることがある、そのような日々の暮らしが介護予防に私はずながるのではないかと考えております。

医療分野につきましては、今後策定を進める新公立病院改革プランの中で、従来の改革プランに加え、地域医療構想を踏まえて当町の病院の果たすべき役割を再度考えてまいります。

次に、項目2点目の産業振興、地域振興について申し上げます。

地元農家、地元企業参加型の地域おこしの考えはについてであります、新鮮な農作物を求める消費者ニーズにより、農産物の直売や加工といった農業の6次産業化による総販売額は10年前に比べ10%増だと日本農業新聞に掲載されておりました。当町におきましても、地元農家が参加している直売所の黄金産直センターやイオンスーパーセンター涌谷店産直市場、JA元氣くん市場なども売り上げを伸ばしている状況が見受けられます。このような中、涌谷町でも平成26年度に6次産業化推進事業費補助金制度を立ち上げました。新たな付加価値を生み出す農産物の販売、加工に取り組む個人・団体に対して支援しており、この補助金を活用した方々の販売実績も向上している状況でございます。

また、今年3月には、6次産業化の推進と特産品の振興を図るため、商品開発や販路開拓等に積極的に取り組む先駆的農業者等を支援するため、商工会、地域振興公社、涌谷産直センター、県美里農業改良普及センター、JAみどりので構成する6次産業化支援検討会が発足しましたが、小ねぎを利用した商品に対しいろいろなアドバイスをいただいております。

また、産直センターや6次産業化などまちおこしの一つの手だてとして道の駅が重視されておりますが、ハード面の資金や出品者や消費者の盛り上がりが必要でございますので、今後策定されます第5次総合計画の課題として重点的に検討したいと考えております。

次に、バイオマスエネルギー等の地域にある資源を活用する再生可能エネルギーの雇用創出の考えはについて

であります。平成24年11月に総務産業建設常任委員会で視察研修いたしております岩手県葛巻町が取り組んでおります再生可能エネルギー事業は、雇用の確保もあり、大変参考になる内容でございました。当町においての資源を生かした再生可能エネルギーにつきましては、葛巻町規模の畜産業や林業といった常時稼働できる程度の資源を確保するのは難しい状況でございます。バイオマス資源は多種多様でございます。蓄ふんや木質廃材以外にも下水汚泥や生ごみ、廃食用油、食品加工残渣など、現実にエネルギー化して実用しているところも現実でございます。

ご質問の再生可能エネルギーでの雇用創出についてでございますが、どの種類の資源がどのくらい確保できるのか、エネルギー変換設備の建設費がどの程度の費用がかかるのか、生産されるエネルギーの利用方法等々、検証はこれから必要となつてまいりますので、今後、皆様と先進地事例などを参考にしながら具体的に検討してまいりたいと考えておりますので、なお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、杉浦議員への私の回答とさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長、登壇願います。

〔教育委員会教育長 笠間元道君登壇〕

○教育委員会教育長（笠間元道君） それでは、杉浦謙一議員の質問にお答え申し上げます。

先ほどの通告の実は就学援助の項目と制度に変更はないのかということ、これはたまたま国のほうで変更がございましたのでそちらのほうかなと、それに対して涌谷はどうなのかなというふうにごちらで解釈してしまいました。それで、先ほどの質問の内容では涌谷町ではということのようですので、議員お話しのように、涌谷町では、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等の就学上必要な経費の一部を援助する。そのようになっております。受けられる援助といたしましては、全学年対象の学用品、あとそれから小・中学校の新入生に対しては新入学用品、あと全学年ですけれども校外活動、修学旅行、給食費というような項目になっております。

なお、今般の国の制度の改正では、27年4月9日に施行されたわけですけれども、これにつきましては、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害に該当する児童または生徒の通学費についてでございます。これまでは一定の距離以上の場合に補助対象となつていたと、それが今般の改正で通学距離にかかわらず補助対象とすると、そういうふうなことでございます。この改正によりまして、涌谷町におきましてもこの国の方針のとおり運用しなければならないわけですが、当町の児童・生徒の通学についてはスクールバスの利用及び町民バスの無料パスポートの利用が可能であるということでございますので、この改正に対応できるということになります。

さらに、昨年度途中で要保護児童生徒援助費補助金の国の予算単価が改正されております。これにつきましては、平成27年、本年度の当町の補助単価も改正単価での支給を予定しているところでございます。

それでは、2つ目でございますけれども、日光市で実施している入学準備金貸付制度に対する考え方はということでございますが、日光市では就学援助費の第1回目の支給が就学後の7月となるため、低所得者の入学前の準備に要する負担が大きくなることから、この入学資金貸付制度を今年度から始めているようであるということでございます。この制度は、経済的な理由により市内の小・中学校の入学に必要な物品購入の支払いに困っている家族に対して入学資金の貸し付けを行い、保護者の負担軽減を図ることを目的としているようでござい

ますが、貸付金の返還が、先ほど議員お話しのように、借り受け後1年以内に完了しなければならない、また貸付額より就学援助費が低額であることから、利用者の月々の返済が、現段階は運用したばかりで状況はつきりしないところがありますけれども、逆にこの返済が大きな負担になってくるということも考えられるということでございます。したがって、今、当町におきましては、現時点でのこの日光市のような貸付制度の導入につきましては、これらのいろいろな援助の仕方がありますけれども、日光市のこういう貸付制度、一つの方法だろうと思いますが、本町におきましては、現段階ではこの日光市の貸付制度の運用の状況を見据えている段階というふうに考えております。

やはり最終的には、杉浦議員のお話のように、どの子供にもものびのびと教育活動を享受していただきたいというのが教育委員会の考えでございます。

以上で終わります。

○議長（遠藤釈雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 1つ目の項目でございます。先ほど原発の答弁をいただきました。原発の危険性は、自然災害、事故以外にも、テロによる活動破壊も心配といったことであります。現在国会で審議されています戦争法案というのがあります。平和安全法制整備法案というのがあります。これですと自衛隊が海外で戦争することになるわけですが、日本がそのうちテロによって大きく危険にさらされるということになります。それによりますと、一番標的になるのが今の原発であります。この原発を狙う脅威を示すテロに、この戦争法案、これについても町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 難しい答弁をしなければならないことなのかなというふうに考えておりますが、原発については、ご案内のとおり、福島第一原子力発電所が地震と津波によってああいう事故になったことは承知のことだというふうに思います。それだけではなくて、今、国内でも問題視されておりますドローンとかグライダーとか、そういうことに対しても警戒等々をしなければならない状況があるのではないかとこの私自身の危惧がございます。そしてまた、大きくはこういう国際情勢が厳しくなった姿から見まして、現実に戦争を起こしている国もありますので、なった場合、日本の国の方向性というものは、私が決めるわけではございませんけれども、そういう方向になった姿になれば当然国防という思いが出てくるというふうに認識しております。その際に、重要防護施設の防護対策というものは大きな姿でクローズアップしてくるのかなというように思いもでございます。その辺を国のほうではどのように国会で議論していくのかは私の考えに及ぶ姿ではございませんので、ちょっと答弁が難しい問題でございますので、そういう認識だけは私はしているということをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤釈雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 原発があることによってさらに危険な状況にあるというのがこれからの課題だと思います。現時点ではテロというのはどの世界でもあるわけで、やはり戦争ということになれば、決してこの地にある原発が真っ先に狙われるというのは当然であると私は思います。答弁差し控えるということでございますけれども、これ以上は突っ込みませんが、私はそういった点で重大な問題ではないのかと思うわけでありまして。そのためにちょっと質問してみました。

次に、社会保障についてご質問いたします。

先ほど答弁いただきましたけれども、国が国民いじめそういった施策を進める中で、町民の暮らしを守る立場にある町長としてどのような対応が求められているか考えを伺いたしたいと思います。国との太いパイプをつくることを考えるべきと思うかどうか、それとも、国に対して言うべきことをはっきりと言って町独自で町民の暮らしを守る施策を行う立場に立つべきかどうか、この点につきまして町長にご質問いたします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、社会保障等々についてご質問でございますが、お答え申し上げます。

特に医療、福祉、健康あるいは介護等々の課題が現実にあります。我が浦谷町は昭和62年に国のリーディングプロジェクト事業で保健と医療と福祉を包括的に組み合わせた包括医療システム構想を立ち上げ、国の第1号として認められて、建設に着手して、現在に至って28年目を迎える歴史がございます。これは大きな大きな浦谷町の、あるいは全国に誇る特徴ではなからうかなというふうにご考えております。その政治的の云々ということよりも、現実には浦谷町民と浦谷町の行政が1つの大きな誇りと、あるいは問題あるところはしっかりと見直し等々をしながら進めていく、これは大きな町の姿であるというふうにご考えております。そうするところによりますと、自助、共助、公助、あるいは隣人同士の助け合い、そういう姿がより以上これから必要にさらになってくるというふうにご考えております。これは、国があるいは県がどうのこうのと言われることよりも、町独自で築いてこられた歴史でございますので、この歴史を最大限伸長するためには、なお一層の町民の理解と協力とそして町の施策の充実というものが必要ではなからうかなというふうにご自身認識しております。

そういう面でございますので、ぜひ議員の皆様、あるいは町民の皆様、傍聴の方々もおられますのでお話ししますけれども、私は、大きな大きな町の誇りとして築き上げてきたこの政策をさらに町民の方々一人一人が理解をし、自分たちでこれをどう維持高揚させていながら、それぞれの分担によって町を住みやすく、あるいはさわやかに、あるいは明るく、そういう町であってほしいというふうにご認識しております。あくまでも町民1万7,120人の今の人口、人それぞれがひとしく幸せな生活ができるということが、国の支えも必要でありましょう、あるいは県の支援というものも必要と認めておりますけれども、それ以上に町民みずからがそういう姿の目標に立って進めていくということが一番大事なことではなからうかと。それに基づきまして、町のしっかりとした社会基盤の確立というものがなければならないのかなというふうにご考えております。ぜひご理解をいただきながら、足りないところはどんどんご意見、あるいはこの議場で立たせていただいて充足させていただきますことをよろしくお願い申し上げたいというふうにご思います。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 町民の暮らしを守る立場の町長でございますから、町民の暮らしを守るその政策を実行するというところで、人口増加策。先ほどいろいろ各議員からもいろいろご質問ありますけれども、やはり独自の政策というのは必要になってくるのではないかと思います。

そしてまた、私、一つお話ししたいのは、学校給食についてでございます。今、全国で学校給食の全額または半額補助というのをやっているところがどんどんふえてまいりまして、それが一つの人口減少に歯どめをかけているというのが実態でございます。これはもちろん予算のかかるものでありますから大変なことだと思っておりますけれども、そういうことを、例えば学校給食無料化の市町村が全国にあるということで、そういった中で人

口減少に歯どめをかける、そしてまた人口増加策につながるといったことを考えた場合、やはりそういった町長としての、町としての政策というのが大事だと思います。そういったことに関連しまして、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 学校給食等々については、1番議員にも先ほど答弁されました。保護者の方がぜひそういう姿で負担してもいい、弁当代を負担してもいいからぜひ公的に学校給食をしてほしいというような姿であれば一番進めやすいところがあります。しかしながら、間接的に全体として全町民が負担をするということになりますので、その辺については、やはり保護者のみならず町民全体の風潮がそういう姿にならないとなかなか難しい決断というものができないというふうに考えております。私はやりたいという気持ちは往々にあるんですけども、その裏に、やはり子供を持たないあるいは子供が既に成人をさせた町民の方々が、そこまでなくてもいいんじゃないのというような姿であれば、やはり別な施策を講ずる必要が出てくるのかなというふうに考えておりますので、もう少し時間が必要だなというふうに考えております。認識はわかっております。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 町長、今のは幼稚園の給食の話のような気がするんですけども、私が言ったのは、今の小学校・中学校の学校給食の半額なり無料化の話をしております。

○議長（遠藤稔雄君） 社会保障の独自性ということで、今、質問者は聞いていると思います。

○5番（杉浦謙一君） 次にまいります。地域振興、産業振興について伺います。

先ほどの答弁いただいたときにいろいろと道の駅の話をしたわけでございますけれども、私は高い意気込みが必要だと思います。いろいろとハード面、先ほど申されましたけれども、やはりそういった可能性を引き出していくというのが一番大事だと思います。そういった点で、もう一度その意気込みをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 前にお話ししたとおり、私はぜひ実現可能な姿を探り求めてまいりたいというふうを考えているのは今でも変わりません。ただ、魂をどういう姿で入れるか。ここが課題になるのかなというふうに考えております。その魂というものは、販売、あるいは生産、あるいは加工する方々がその箱物にどう魂を入れてくれるか、ここが大きな課題にあるいはネックになる姿がございますので、なおさら、今後6次産業化の生産、加工、流通、販売というその姿の充実に向けた取り組みを優先的に進めてまいるのが筋なのかなというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 私は先ほど来、地元農家、地元企業の参加型ということで地域おこしをしようということで考えておりますが、涌谷町で一番資源が豊富だと思われるのは篔岳山の観光資源だと思います。この大事な篔岳山の観光資源をどうやって生かしていくのかということを町長は考えていられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 現在、私の後援会活動の中ではそれを優先的に重点的に対応してまいりたいなというふう



に考えております。歴史のある笹岳山笹峯寺を中心といたしましたゴルフ場もありますし、最近放牧による羊等々の充実もあります。石仏広場でのいろいろな催し物もされております。そういった面での周辺の整備というものがこれから大きな姿になるだろうなというふうに考えております。町おこしのまだ手が具体的に入らないのが笹岳山を含め周辺の利活用であるというふうに認識しております、これから私は取り組んでまいりたいというふうな考えでおりますので、ご理解をいただければというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 再生可能エネルギーの雇用創出についてでございますけれども、先ほど国・県の方針が示されておりますけれども、エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの普及目標というところがあるんですね。各県出しております。実際には岩手県、福島県、そして秋田県が100%という数値を出してまして、山形県が25%、これを再生可能エネルギーに普及しようということで目標を出しております。宮城県は6.7%でございます。わずか6.7%。これは、原発事故前の2010年比で0.2%増加したんです。で、6.7%です。ということは、原発を依存しようという数値目標なんです。それが現在の県の目標でありますから、この再生可能エネルギー普及目標というのは、大崎市もエネルギー導入方針というのを出しているんです。これは平成25年3月に大崎市の産業経済部が出している書類であります。そういった点で大きく違うんですが、この目標のあり方、涌谷町は目標あるわけでまだないんですが、その考え方、こういったことを検証していかなければいけないと思うんですけれども、町長の考え方をお聞きいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） バイオマスエネルギー等々の活用によりましてこの再生可能エネルギーでのいろいろな事業創出、これまた1番議員の前の一般質問等々でもお話しされておりますし、長崎議員からもお話をいただいております。小さくやればそれはできる可能性は十分にありますが、これは1つの町だけでそれを事業化するというのはちょっと規模的に小さい姿があるのかなという認識でもあります。この大崎でそういう姿があるということでございますれば、涌谷町も82平方キロのうちに山林あるいはそういう資源がありますので、それを十分補完できるくらいのものであるのではないかなというふうに思いますので、今後、再調査あるいは詳細に調査検討しながら、広域的な認識という姿で考えるのがベターではないのかなというふうに認識しておりますので、よろしくご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） では、就学援助についてご質問いたします。

私は、先ほどの最初の質問の中で、2010年度からクラブ活動、生徒会費、そしてPTA会費が新たに項目につけ加えられたということを申し上げました。現在、当町では実施していないのはなぜなのかであります。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） なかなか教育の分野でお金のことはなかなか答えにくいんですけれども、このような援助にはどこかで歯どめをかけなければならない、すみ分けをしなければならないということは非常にあり得ることでございます。今お話しはこのクラブ活動費、いわゆる部活動とか何かの援助なんですけれども、これは涌谷中学校の場合は全員入部制だけれども、学校によってはこれ全員入部制でないという場合もあ

るわけです、実は。いわゆる全員の子供が対象になっていないという場面があります。さらには生徒会費、これは生徒の自主的な活動、いわゆる生徒の活動という捉え方。もちろん学校生活に潤いを与えるということは、これは私も生徒会担当で現場におったときは対応したわけですが、あとさらにPTA、これはやはり確かに子供たちの教育活動を支えるいわゆる保護者、教師の団体といいますか、そういう形なわけです。一般的にはこの就学援助という場合に、いわゆる本人の就学に直接的なかかわりを持つ、それも全員に、そういうふうなすみ分けがあったんだろうというふうに考えております。その中で、今、議員お話しのように、2010年からもう既に5年経過しているということでございます。それで、今般、子ども支援制度がこの4月からもできた。大きく言えば、そういうことなどもこれにかかわってくるというふうには認識しております。

したがって、先ほど申しあげましたように子ども会議、直接的には子ども・子育て支援制度をどう町として対応するかということが主ですけれども、やはりそういうふうに広い意味で、本町としてのこの状況を一つのテーマとしながらその辺もひとつ考えていくということが今後必要になってくるだろうというふうに思います。教育委員会そのものとしては、これはぜひ出していただければいいだろうけれども、子ども・子育て会議には教育委員会だけでなく全庁的なそういうふうな関係の方々がお集まりですので、その中でひとつテーマにさせていただくということになるというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 2010年度のこの3つの項目というのは新たに付け加わったもので、文科省が決めたことであります。町独自でそれぞれ自治体ごとに項目はそれぞれ柔軟性があるいいんですが、つけ加えたものがまるっきりそのまま何の項目になっていなかったというのは、私は問題だなと思っております。その点ではさらに検討していただきたいなと思っております。

そしてまた、日光市ですけれども、今年度は小学校1人と中学校5人がこの貸し付けを受けております。そういった点で、やはり入学準備ですから早くに学用品をそろえてあげるのがやはり大事なことで、その償還の方法も町として考えるべきだと思います。現在、福岡市も入学準備金、これを同じように1月から始めております。そういった点で、やはり子育ての支援をさらに検討していただければと思いますが、教育長、再度お願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） いろいろな形で子ども・子育てに援助する形があろうかと思えます。これにつきましても、先ほどお話しいたしましたように、やはりどうしても教育委員会だけでなく全庁的な子ども・子育て会議に各関係の課が入っておりますので、その中で、広い意味で、先ほど申しあげましたように、子ども・子育て制度の対応だけでなく涌谷町としての今議員お話しのようにそういうふうな考え方も必要ですので、その中で対応していくということに今後なると思えます。

○議長（遠藤稔雄君） ここで休憩したいと思います、このまま昼食ということで、午後1時再開いたします。よろしいですか。

休憩 午前11時35分

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

初めにお知らせいたします。加藤 紀議員、午後の会議欠席の届け出が出ております。

続いて、一般質問を行います。

4番、久 勉君、登壇願います。

[4番 久 勉君登壇]

○4番（久 勉君） 4番久です。さきに通告しておいた件について一般質問を行います。

この件は昨年6月議会でも同じようなことを質問しているんですけども、それをなぜまたやるのかということをお思いかもしれませんけれども、先月、議会報告会を行いました。その席上で町民の方から、議員として4年間何をやってきたんだ、きちんとチェックしているのか、執行部に意見をはっきりと言っているのかときつい口調で言われてきました。帰ってきてみて昨年の6月の議会の一般質問の町長の答弁なりを再度目を通して、果たして1年間何をしてくれているのだろうか、何ら変わっていないのでなかろうか、変わっていないというよりもむしろ悪いほうへ進んでいるのではないかという思いがしてなりません。平成10年の開業以来、以前は公社へ委託、そして平成15年の地方自治法の一部改正により指定管理者制度ということで委託から行政処分となり、当町でも施設の業務を引き続き振興公社へ業務を町に変わり代行させています。昨日の行政報告の休憩中の質疑の状況から、現在の状況が適正に管理されていると判断していますか、町長。

それから、2点目として、施設の今後のあり方にとって、町民にとって本当に望ましい姿はどのような姿なのか、町長はどう考えますか。以上。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、登壇願います。

[町長 安部周治君登壇]

○町長（安部周治君） 4番久 勉議員の一般質問にお答え申し上げます。

健康文化複合温泉施設につきましては、平成26年12月会議におきまして涌谷町地域振興公社を指定管理者としてお認めいただき、平成27年4月1日付で協定を締結したところでございます。

1つ目の、管理が適正であるかのご質問でございますが、地域振興公社が指定管理をすることにより民間のノウハウを幅広く活用することが可能となり、住民の多様なニーズに対してより効果的な対応が期待できるものと考えております。しかしながら、運営には、ただいま久議員がおっしゃいましたとおり問題点やあるいは課題が多くあらわれているのも現実でございます。行政報告で申し上げましたとおり、平成26年度の温泉施設につきましては、入浴料を600円と増額し、消費税増税と電気料等の値上げに備えたことなどにより、入浴利用者は目標に掲げた人数に達することができない厳しい状況でございました。今後も利用者である町民の人口減少や施設の老朽化に伴う修繕費等の増加など、施設運営に厳しい状況が予想されることから、改善に向けた検証が必要であると考えております。開設17年目でございますが、17年目にしてこのような状況になってきているという状況を踏まえまして、やはり大きな大きな姿を検証しなければならないのかなというふうにも考えております。

ただし、先般の震災で復旧をしました休憩室、あるいはその前の平成15年の北部連続地震で同様の場所の被害

がございます。その改修等々、同じ状況の改修等々を迫られるというような状況も見られます。そういった面で、構造上、あるいは入浴される方々の認識の変化というものも考えながら、あわせて検証等々が必要であるのかなというふうに考えているところでございます。

2つ目の今後のあり方についてでございますが、温泉施設の利用拡大に向けまして、現職員の再教育やアミューズメント施設に精通している外部機関からのコンサルティングなど日々検討するほか、集客力の向上対策に努めていくことなど、指定管理をこれまで以上に管理者等々と協議していかなければならないと考えております。当初の姿では、温泉施設天平の湯は、町民の福祉向上と健康増進並びに町の活性化、観光拠点を目的とした施設であるとの目的がありましたし、さらに地域の振興に向けた交流人口の拡大を図り、テレビ番組とのタイアップ、イベントなど観光と融合した取り組みを推進しなければならない。これまでもやってまいりましたが、さらに大幅に具体的に検討するような事業等々も実施し、ほかにはない新たな戦略的な活動を企画してまいりたいと考えております。

今後とも本施設運営に議員皆様の関心を持っていただき、適正な管理あるいは満足される施設運営に当たりますようご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、久 勉議員への回答とさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 何かまたぞろ通り一遍の回答をいただいて、きのうもお話し申し上げたんですけども、この貸借対照表、それからこの資料のつくり方、全然なっていない。やはり行政がもうちょっとかかわって指導するとか、あるいは税理士であるとか、それから会計事務所であるとか、第三者のきちんとしたチェックの目を入れていかなければいけないだろうと思います。

今の答弁の中で、問題点、課題があると。どんな問題点、どんな課題があるのか。改善に向けた検証と町長は言いますが、大体きのうのこの資料が出てきましたけれども、予定貸借対照表も出てこない。資金計画書も出てこない。町の公営企業であれば、水道でも事業計画、あるいは病院でも入院患者数であるとか、3月までこういうことをやるんだとそういったのをきちんとやって、予算を組んで、そして事業を展開していく。町長、その民間の手法を取り入れて、こんなでたらめな民間ありますか。金がなくなれば町からもらえる。すっかりもうおんぶに抱っこじゃないですか。お金見ても、24年度にRPFボイラー設置するのに14億円、債務負担行為を起こしてやっています。それから中を改修し、利便性が何かわかりませんが、レストランを1階におろすのに2,800万円。それだけ投資して、投資した効果というのはどう上がっているか理解していますか。全然上がっていないじゃないですか。燃料費を安くするためにボイラーを投入する。投入しただけの資金を回収できていますか、これ。私はできているとは思えない。指定管理者制度の意義と申しますか、それは、一つは施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性の向上を図る、もう一つは、管理運営費の削減により施設を所有する地方公共団体の負担の軽減とあります。負担の軽減になっていないですよ、これは。町民の福祉の向上ということを言っていますが、設備投資の成果をどう評価していますか。管理者の弾力性や柔軟性のある施設運営の名のもとに、公共施設として不適切かつ問題のある事例が多く見られることがありますとうたわれています。まさに当施設はそうではないでしょうか。そのことに関して、町長のご意見。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） ただいま質問ございました中身については、そういう表現もできるのかなということもご

ございます。昨日、議会が終わりましてから改めて理事長とお話ししまして、この会計上の運営はどうなっているんだということで確認いたしましたところ、現実には貸借対照表、いわゆる商業簿記用のソフトが備わっていないというようなことで、これまで引き続き対応してきた計算式をもって表現しているというような状況でございました。何ゆえ、そういう姿が以前から指摘されているにもかかわらずそのような状態が繰り返されているのかということについては、やはり認識の欠如という姿があるのかなという考えでございました。

そういう面で、一事が万事そういう認識の中で仕事を職員が、いわゆる社員がやっておりますので、どうしてもそれを逸脱することができないという状況もございます。私は、職員に対しまして、申し開きするわけではございませんけれども、職員は職員なりにしっかりと頑張っている面もあります。しかしながら、経済の状況、あるいはきのうお話が出ましたように値上げせざるを得ない状況になる、あるいは電力状況でそれに合わせても値上げせざるを得ないような状況。そうしますとぎりぎり、収入を抑えながら町民のサービス向上に向けなければならないというような状況がございますと、やはり営利一本で考えていけばがむしゃらに運営といいますか営業できる状況でございますけれども、いかんせん、先ほど私がお話ししましたように、まだ17年という短い期間の中に次から次と改修をしなければならない施設になってきているその状況等をあわせて、これもお話ししましたが、度重なる震災で被災した箇所を改修をしなければならない。いわゆる休憩室、湯舟等々を改修しなければならない。そういう費用が度重なって発生している状況も現実でございますので、その辺もご理解をいただかなければならないのかなというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） ちょっと違うんじゃないですか。施設も改修しなければならないって、改修費用は町が出しているじゃないですか。施設負担じゃないでしょう、これは。違いますか。おかしいですよ、それは。職員の認識が甘い。甘い職員をどうして放っておくんですか。指定管理制度の運用上の留意点として、指定管理者は施設の管理運営全般を管理者に委ねるため、公の施設が民営化されるという見方をされることが多いと言われています。しかし、税金で設置された施設が一管理者によって私物化を防ぐという観点から、一つは、定期的な収支報告会あるいは運営協議会を設ける。一つは、利用者であり本来の所有者である町民のチェック機能制度をきちんと機能させること。もう一つ、管理を指定した地方公共団体及び第三者機関による監査。これは全部お任せではいけないということです。例えば、さっきも言いましたけれども、会計事務所であるとか、税理士であるとか、専門家のチェックを入れなさい、入れたほうがいいと。そして最後に、町の職員の頻繁な訪問、あるいは常駐による指導の実施です。

きのう行政報告で、休憩中の質疑なんですけれども、言われて、それから事務長を呼んで話を聞いた。それはないでしょう、それは。言われたから、じゃあ事務長呼んで中身聞いてみるか。この書類出されたときに、内部で見ておかしいなと誰も気づかないというのは何なんですか。仮にも議会に出すのに、聞けば、総会の席上にも貸借対照表が出てこなかった。会員の中から貸借対照表はと言われてから出すような、そんな体質の甘さ。それを放っておいていいんですか。いいとは思わないな。きちんとしてくださいよ。

12月に貸した300万円がそのまま残っていったら、きのう聞いたら、4月に返されたと。しかし、今年度の当初予算を見ると1,547万円の指定管理料、それと新しく世代館・研修館の指定管理料1,950万円、合わせて3,497万円。この金を、今年度に出す金ですから、これを早く出してやれば当座は運営できると思います。これ早く

出してやらないと多分運転資金はないでしょう。当初予算の歳入で見ると、貸付金の元利収入3,000万円は当初予算では歳入で予算計上されています。ところが、公社のほうの予定貸借対照表出てきていなくてすけれども、これ。ただ、どう見ても、あれから予定貸借対照表を考えてもとても返せる状況ではないです、これ。さっきも言いましたけれども、町の公営企業でも企業法にのっとって資金計画があり、一借りにしても借り入れ限度額とか決めて、そうやって管理されているんです。そういう制約の中で運営管理されているんですよ。公社という名の中で、何の制約もなく何でも自由にできる。町もそれを許していいんですか。どうですか、町長。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 町が全然関与していない、そういう姿でおっしゃいますけれども、そうではございません。やはり町が建てて管理委託をしている以上、私も関心を持って見ておりますし、あるいは入浴者の状況等々もつぶさに見ております。しかしながら、やはり経済の流れ、あるいはこの運営等々の姿にいまいち大きな姿が出てくる状況も確かな姿でございます。久議員がおっしゃるとおりの表現でそのとおりでというように言えば久議員は満足するかもしれませんが、やはり経営にはいろいろな角度で攻めていかなければならないということでございます。要は、客の信頼度が大きな姿でもありますし、客の信頼を得るためにはしっかりとした運営というものもわかりでありますし、施設の充実ということもわかりでございます。今、こういう状況があるということについては、温泉事業そのものについては難しい局面に今来ているのかなという状況が私自身持っておりますので、その辺もあわせて、議員の方々の賢明なる見方等々をご指導いただきながら、しっかりとした経営感覚を受けさせていかなければならないのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 勘違いしないでくださいよ。議員のおっしゃるとおりですと言って、久が満足すればいいという問題ではないでしょう、それは。町民の財産なんですよ。それをどう管理運営していくかという問題なんです。だから質問しているんです。自分の満足のために私ここに立って、町長から、ああ質問、おっしゃるとおり、そのとおりでですと言ってもらえばいいなんて、そんな気持ちさらさらありませんから。考え直してください。

それから、先ほども言ったんですけども、昨年6月の議会で町長答えているの、これちょっと読みますね。多分あなた答えただけで、あとは読んでいないんでしょうから。私は民間事業を理事長にお願いをした経緯がございます。そして、あわせて、経営そのものは将来的にはぜひ株式会社、いわゆる法人を設立していただいて、株式会社としてしっかりと経営方針を打ち立てて、社員、いわゆる従業員、あるいは株主等々が見張っていただいて健全な経営であったほうがいいのかということ、今一応そういう考えで理事長に話をしておりました。話をただけで何も進んでいないんじゃないですか。こういう話し合いというのはその後どうなったんですか。やられたんですか。やっていたら何回やったとか、全然やっていませんならやっていませんでも。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） その件につきましては、ただいま定款等々をつくって株主を募る段階まで来ております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君）　きのうの発言の中で非常に残念に思っただけ聞いていたんですけども、企業会計の認識不足であるとか、職員が資料のつくり方がわからないとか。そんな方を誰が選んだのでしょうか。それともう一つ、努力と言っていますけれども、この損益計算書を見て、予算対比で見てください。なかったか、予算対比は。理事会か総会の資料の中にたしか入っていたと思います。予算対比で。といいますのは、広告宣伝費はまあいい。ろまん館が49万5,000円、それから天平の湯が101万7,000円なんですね。旅費・交通費、ろまん館7万2,000円、天平の湯9,700円。これどっちがどっちってなかなか分けるのは難しいと思いますけれども、たしか予算では30何万とっていたと思うんですけども。町長、きのう志津川まで三陸道が延びればという甘い観測をしているんですけども、昔、かつてオープンした当時、観洋とか一緒になって歩いたということを知ることがありますけれども、旅費・交通費30万円もとっていてこれしか使っていないというのは、結局歩いていないということでしょう。セールスに動いていないと言われてもいたし方ないのではないのでしょうか。その辺をもう一度、職員のやり方というんですか、今のままではいけないよということは、やはりもう町長自身気づいているんでしょから、やはり大きなメスを入れるとか何か対策を講じるべきでないでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君）　町長。

○町長（安部周治君）　議会の皆さん方がどのように認識しているかちょっと不明なところもございますけれども、確かに天平の湯を中心といたしました施設運営等々については、先ほどお話ししましたように、大きな大きな転換期に来ているという姿で認識しているのは私だけではないというふうに考えております。しかしながら、現実に施設がある以上、しっかりと運営をしていかなければならない。これは町民の願うところでもございますので、もう一度新たな視点に立って対応を検討しなければならないということでございます。要するに、上から下までしっかりと認識を持って汗を流していくということが大きな大きな町民あるいは町内外からのお客様に信頼される姿でございますので、その辺もあわせてまして指導をしなければならないという考えであります。

そしてまた、ただいまお話ありましたように、三陸道が志津川まで延びるということについて、いい方向ではなくて悪い方向になっているという状況が迫っているということでもあります。そういった面で、さらに企業回りあるいは観光地の大きな施設回り等々をいたしまして、天平の湯を中心といたしました涌谷の施設等々に目を向けていただくような努力、これは温泉の従業員のみならず、まちづくりといたしまして町職員にも大きな課題であろうかというふうに考えておりますので、なお指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君）　4番。

○4番（久 勉君）　先ほども申し上げましたけれども、特に今年度は研修館・世代館という新しい施設を含んでの公社の運営管理になっていくわけですから、今年度どうするんだという経営計画も出さないようなのは困ります、本当に。やはりきちんとそういったものを出して、だからこういうふうにごここに金がかかるとかこういうことをやるんだというその意気込みすら感じられないような経営の仕方。町民に申し開きできないんじゃないですか、これ。私がここで言って満足とか何とかという問題でないです。そういう次元の話でないですから。きちんとやらせてください。

○議長（遠藤稔雄君）　町長。

○町長（安部周治君）　同じようなことを何回も言うようでございますけれども、しっかりと育成指導という姿で

考えてはおります。しかしながら、もう一言言わせていただきますけれども、やはり人事管理に問題があるのかなということで、前々から私は腐心していた姿がございます。そういった面で思い切った対応をしなければならぬこともありますので、よろしく認識のほどお願い申し上げたいというふうに考えております。

○議長（遠藤稯雄君） 以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時30分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稯雄君） 休憩を解いて再開いたします。

---

◇

◎諮問第3号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稯雄君） 日程第2、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 諮問第3号について申し上げます。

人権擁護委員坊城延溟氏は平成27年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き坊城延溟氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を賜りたく諮問するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稯雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し直ちに採決いたします。

これより諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稯雄君） 起立全員であります。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決しました。



◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第1号について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、4月1日に施行されましたが、それに伴い涌谷町町税条例の一部改正を行いましたので、その報告をいたすものでございます。

主な内容といたしましては、番号法施行に伴う改正、ふるさと納税に関するワンストップ特例に関する規定、軽自動車税のグリーン化特例に係る税率の読みかえ規定、たばこ税率の特例の廃止等、法改正に伴う改正を行ったものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） 報告第1号 涌谷町町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

説明する前に今回の改正概要について申し上げてから、条文の改正内容をご説明いたします。

今回の改正については、大きく5点でございます。

1点目は、マイナンバー制度の施行に伴う改正です。番号法、いわゆるマイナンバー制度施行に伴い、各種の申請書類に個人番号または法人番号の記載が追加されることになりました。

2点目は、住宅ローン減税の延長でございます。消費税10%への引き上げ時期の変更に伴い、個人町民税における住宅借入金特別控除について対象期間を1年半延長するものでございます。

3点目は、ふるさと納税でございます。平成27年中に支出する寄附金、平成28年度分の町民税から適用になりますが、この寄附金につきまして、寄附する際の申告手続の簡素化、ふるさと納税ワンストップ特例の創設でございます。

4点目は、軽自動車税の軽課、課税を軽くするものでございます。平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例を導入するものでございます。

5点目は、町たばこ税でございます。旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年から平成31年までの間に4段階で縮減、廃止するものでございます。

以上、5点でございます。その他につきましては引用しております条項の変更や文言の追加と削除でございます。

それでは、新旧対照表の1ページ、議案書は4ページをお開き願います。

第2条第3号、用語の見直しでございます。ことしの10月からマイナンバーが通知され来年1月から利用開始されますが、この番号法の施行に伴い、法人の場合は事務所または事業所の所在地、名称及び法人番号を記載することとされたものでございます。次の第4号につきましても、3号同様の用語の見直しでございます。

次に、町民税の納税義務者等。第23条第2項、恒久的施設の定義規定の見直しでございます。恒久的施設の定義規定が新設されたため、ほかの法律ではなく同じ地方税法の定義規定を使用するものでございます。県税であります法人事業税と同様に書き下す形式にするものです。

次のページ、新旧対照表2ページでございます。均等割の税率。第31条第2項、表中の下のほうオのところ

なります。法人町民税均等割の税率区分の資本金等の額を法人事業税における資本割の課税標準に統一するもの  
のでございます。

次のページ、3ページになります。7行目になります。次のページ、4ページに新設になります第4項の追加  
でございます。4ページの第4項の追加でございます。第4項、新設です。第2項の読みかえ規定ございま  
す。「資本金等の額が」の部分が、資本金及び資本準備金の額を下回る場合は資本金及び資本準備金の額を用  
いることとなります。

次に、所得割の課税標準。第33条2項でございます。5ページ、3行目になります。所得割の課税標準の算定  
方法について、国外転出の場合の譲渡所得の特例による計算の例によらないものとするものでございま  
す。国外転出をする居住者が有価証券を有する場合には、国外転出時に当該有価証券の譲渡があったものとみなす  
という内容のものです。

次に、町民税の申告。第36条の2第9項、番号法の施行に伴い、減免申請書記載事項に個人番号または法人番  
号を追加するものです。

次に、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書。第36条の3の3第4号、引用条項の番号ずれ  
です。

次に、法人の町民税の申告納付。第48条第6項、次のページ、6ページになります。6行目です。引用条項の  
番号ずれです。

次に、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續。第50条第3項、次のページ、7ページ、3行目になります。  
これも引用条項の番号ずれです。

次に、町民税の減免。第51条第2項第1号、新設でございます。番号法の施行に伴い、減免申請書記載事項に  
個人番号または法人番号を追加するものです。次の2号、3号は番号の繰り下げです。

次に、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告。第57条、引用条項の号番号ずれ  
です。次のページ、8ページになります。2行目です。この部分も号番号ずれです。

次の、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告。第59条、引用条項  
の番号ずれです。

次の、施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申し出。第63条の2、個人番号または法人番号の  
規定の整備です。

9ページになります。法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税のあん分の申し出。第63条の  
3第1項第1号、個人番号または法人番号の規定の整備です。

次のページ、10ページの2行目になります。第2項第1項第1号、これも個人番号または法人番号の規定の整  
備です。

固定資産税の減免。71条第1項、文言の修正です。

第2項第1号、個人番号または法人番号の規定の整備です。

次に、住宅用地の申告。第74条第1号、個人番号または法人番号の規定の整備です。

次のページ、11ページになります。被災住宅用地の申告。第74条の2第1号、減免申請書記載事項に個人番号  
または法人番号の規定の整備です。

次に、下のほうになります。軽自動車税の減免。第89条第2項第2号、次のページ、12ページになります。これも番号法施行により減免申請書記載事項に個人番号または法人番号を追加するものです。

身体障害者等に対する軽自動車税の減免。第90条第2項第1号、次の13ページの3行目になります。減免申請書記載事項に個人番号または法人番号を追加するものです。

次、特別土地保有税の減免。139条の3第1項です。文言の修正です。

次に、2項第1号、番号法の施行に伴い、減免申請書に記載事項に個人番号、法人番号を追加するものです。

次に、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告。第149条第1号、次のページ、14ページの2行目になります。個人番号、法人番号の規定の整備です。

次、ここからは附則でございます。

納期限の延長に係る延滞金の特例。第4条第1号、引用条項の条ずれです。

15ページになります。個人の町民税の住宅借入金等特別控除。第7条の3の2、平成39年度までの適用期限とされている住宅ローン控除等の措置について、消費税10%の引き上げ時期の変更に伴い入居も2年延長となります。

次、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等です。9条、新設でございます。ふるさと納税に関するワンストップ特例に関する規定でございます。確定申告を必要とする現在の仕組みに税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者がふるさと納税を行う場合はワンストップで控除を受けられる仕組みでございます。寄附先団体への手続のみでふるさと納税の適用を受けられることとなります。現行のふるさと納税は、寄附金税制の仕組みを活用して、みずからの納める個人住民税の一部について住居地団体から他の地方団体へ移すような効果を持つ制度であります。ふるさと納税による寄附金控除を受けるためには寄附をした翌年に寄附先団体からの寄附金領収書を添付し確定申告の必要がありました。今回の改正は平成20年の創設以来の改正で、国民がふるさとを応援したいという思いの実現できる画期的な制度で、予想をはるかに超えて注目を集めております。寄附手続に簡素化が求められていることからの改正となります。確定申告を行わない給与所得者にかわって寄附先団体が行うこととなります。

第1項は、申告特例の求めの規定です。

次のページ、16ページになります。2項は、申告特例の求めの変更規定です。

第3項、申告特例通知の送付規定です。

第4項、申告特例通知受領時の対応規定です。

9条の2、これも新設でございます。今回の申告特例の場合、通常のふるさと納税の税額控除額に所得税における税額控除相当額を加算する規定でございます。町県民税だけでなく所得税も同時に行うというものでございます。

17ページになります。ここからはわがまち特例の部分です。

法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合。第10条の2第6項、新設です。都市再生特別措置法に基づき、認定事業者が取得する公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例の割合を条例で定めるものです。

7項、これも新設です。津波災害警戒区域において管理協定が締結された津波避難施設の用に供する家屋に係

る課税標準の特例の割合を条例で定めるものです。

第8項、新設です。津波災害区域において管理協定が締結された津波避難施設の用に供する償却資産に係る課税標準の特例の割合を条例で定めるものです。

次の9項、10項、11項は引用条項の変更です。

第12項、新設です。サービス付高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の割合を条例で定めるものがございます。ここまでがわがまち特例の部分です。

17ページの下の方になります。新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告。第10条の3第1項1号から、次のページ、18ページ、2項、3項、4項、次のページ、19ページ、5項、6項、7項、次のページ、20ページになります。8項、9項1号まで、個人番号または法人番号の規定の整備です。

20ページの下の方になります。第11条、見出し（土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）ですが、条例減免措置の適用年度の更新に伴う用語の変更です。

第11条の2第1項、見出し（平成28年度または平成29年度における土地の価格の特例）、21ページの6行目になります。下落修正規定の適用年度の更新に伴う用語の変更です。第2項も、同じく下落修正規定の適用年度の更新に伴う用語の変更です。

21ページの真ん中あたりになります。第12条第1項、見出し（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）、宅地等の負担調整措置の適用年度の更新です。

次のページ、22ページになります。第2項、次の第3項、次の第4項、次のページ、23ページの5項まで、宅地等の負担調整措置の適用年度の更新です。

下のほう、第13条になります。見出し（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）、負担調整措置の適用年度の更新に伴う用語の変更です。

24ページになります。特別土地保有税の課税の特例。第15条第1項、特例措置の適用年度の更新に伴う用語の変更です。第2項も、同じく適用期間の更新に伴う用語の変更です。

下のほうになります。軽自動車の税率の特例。第16条第1項、新設でございます。平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽自動車について、平成28年度の1年だけ軽自動車税を軽減するものです。燃費性能に応じたグリーン化特例でありまして、軽課に係る税率の読みかえ規定で、電気自動車、天然ガス自動車が対象で75%の軽課、課税が軽くなります。

次の25ページの真ん中あたりです。第2項、これも新設です。50%の軽課です。対象車種については、乗用は平成32年度燃費基準を20%達成している車です。貨物については平成27年度燃費基準を35%達成している車でございます。下の表中の3行目、真ん中でご説明いたしますが、ここも軽乗用車でございますが、50%の軽課ということで1万800円が5,400円になります。

次のページ、26ページになります。第3項、新設。25%の軽課です。対象車種については、乗用は32年度燃費基準達成車で、貨物については平成27年度燃費基準15%を達成車でございます。表中の3行目、軽自動車で見ますと、1万800円が25%の軽課で8,100円となります。

次に、たばこ税の税率の特例。附則第16条の2、旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の特例の廃止です。通常

のたばこですと1箱20本入りが450円前後ですが、250円前後の安価なたばこでございます。わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、うるま、バイオレットという6品目が対象で、特例が廃止されます。この安いたばこについての税率は特例で普通のたばこの約半分の町たばこ税で、1箱20本で計算しますと50円の町たばこ税です。通常の1箱450円前後のたばこでございますと105円の町たばこ税でございます。

経過措置といたしまして、議案書14ページ、15ページになりますが、この特例、旧3級品の紙巻きたばこの税額を平成28年度から平成31年度まで4年かけて段階的に引き上げ、平成31年4月1日から一般のたばこと同額にするものです。

新旧対照表にお戻り願います。26ページ、27ページになります。

東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等。第22条第1項第1号、個人番号または法人番号の規定の整備です。

第3項第1号、個人番号または法人番号の規定の整備です。

新旧対照表28ページ、議案書は11ページになります。

涌谷町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例第2条関係です。

第1条、平成27年改正条例第1条で新設された軽課の規定。条例附則第16条の前に、平成26年度税制改正で新設された経年車両の重課の規定を追加し、以後の項をずらすものです。第1条改正をさらに改正するものがございます。

新旧対照表の29ページになります。

第1条第3号、平成27年度以後の年度分の軽自動車について適用することとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始時期が1年間延長されたことによる措置でございます。

次の第4号、平成28年4月1日施行の対象に原動付自転車及び二輪車の改正規定を含めたものです。

第4条第1項、三輪車及び四輪及び小型特殊車両に係る改正規定は、平成27年度以降の軽自動車税に適用するものです。

第2項、新設。原動機付自転車及び二輪車に係る改正規定は、平成28年度以降の軽自動車税に適用するものです。

第6条、引用条項の変更でございます。

議案書の12ページにお戻り願います。

附則、施行期日の規定でございます。平成27年4月1日から施行するものですが、今回の改正において、条項ごとに平成27年から31年までと幅広い年次で施行期日が定められておりますので、ただし書きにおいて次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行することとなります。

終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第1号は終了いたしました。

◇

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤釈雄君） 日程第4、報告第2号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第2号について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布され、4月1日に施行されましたが、それに伴い涌谷町国民健康保険税条例の一部改正を行いましたので、その報告をいたすものでございます。

主な内容といたしましては、国民健康保険税課税限度額及び軽減制度の改正でございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） 報告第2号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

初めに今回の改正の概要について申し上げてから、条文の改正内容をご説明いたします。

今回の改正については、大きく2点が改正点になっております。

1点目は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額を現行の51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を現行の16万円から17万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の14万円から16万円に引き上げるものでございます。

2点目は、国民健康保険税の減額の基準について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うものです。

新旧対照表31ページ、議案書25ページになります。

課税額。第2条第2項、基礎課税額に係る限度額を現行の51万円から52万円に引き上げるものです。

第3項、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を現行の16万円から17万円に引き上げるものでございます。

第4項、介護納付金課税額に係る限度額を現行の14万円から16万円に引き上げるものでございます。

国民健康保険税の減額。下のほうになります。第23条、基礎課税額に係る限度額を52万円に、後期高齢者支援金課税額に係る限度額を17万円に、介護納付金課税額に係る限度額を16万円に引き上げるものでございます。

32ページになります。第2号、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の24万5,000円から26万円に引き上げるものでございます。

33ページになります。第3号、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の45万円から47万円に引き上げるものでございます。

議案書25ページにお戻りください。

改正条例附則。施行期日につきましては、平成27年4月1日からの施行となります。

適用区分は、改正後の規定は平成27年度以後の国民健康保険税に適用になります。

終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第2号は終了いたしました。



◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤釈雄君） 日程第5、報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第3号について申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成27年4月1日に施行され、同法の規定により児童福祉法の一部改正がなされていることから、涌谷町さくらんぼこども園設置条例の一部改正を行いましたので、その報告をいたすものでございます。

主な内容といたしましては、公立保育所の保育料を徴収する根拠法令の改正に伴い保育料の額を涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則に定めたことにより、改正を行ったものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） それでは、議案書28ページ、それから新旧対照表35ページをお開き願います。

涌谷町さくらんぼこども園設置条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容でございますが、ただいま町長の提案理由にもありましたとおり、これまで保育料の徴収根拠を児童福祉法に置いておりましたが、児童福祉法で費用の徴収根拠となる保育費用の部分が改正されたことに伴いまして本条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表のほうを見ていただきたいと思います。

第6条、保育料等でございます。第1項第1号中、改正前は児童福祉法に基づく費用徴収規則第2条を徴収根拠としておりましたが、改正後、涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則第3条といたしまして保育料の徴収根拠を改めるものでございます。

議案書のほうにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとしたものでございます。本来でありますと、本条例改正につきましては3月議会におきまして提案すべきものでございましたが、改正漏れをいたしました。大変申しわけございませんでした。以後、このようなことのないよう十分注意してまいります。

説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第3号は終了いたしました。



◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、報告第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第4号について申し上げます。

本件は、国民健康保険法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして改正したものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） それでは、議案書33ページと新旧対照表36ページをお開き願います。

ただいま町長の提案理由の説明のとおり、国民健康保険法の改正により、本条例の第7条で引用しています国民健康保険法第72条の4が第72条の5に繰り下げられたことに伴い条項の整理を行ったものでございます。

なお、施行日は平成27年4月1日としたものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第4号は終了いたしました。



◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、報告第5号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第5号について申し上げます。

本件は、介護保険法施行令の改正に伴う一部改正を行いましたので、その報告をいたすものでございます。

改正の内容といたしましては、低所得者の介護保険料を軽減するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） それでは、報告第5号 涌谷町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書36ページ、新旧対照表は37ページになります。



3月議会でご説明申し上げましたが、平成27年度から29年度までの第6期につきましては、課税状況や所得に応じての基準額が6段階から9段階になりました。今回の改正は、その課税状況や、所得の低い段階の被保険者であります生活保護受給者や世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者と世帯全員が住民税非課税で年金収入が80万円以下の方の保険料について3万1,000円から2万8,000円に引き下げるものです。引き下げる保険料率は0.5から0.05下がり実質0.45の保険料率になります。

施行時期につきましては、公布の日からの施行となります。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第5号は終了いたしました。

休憩いたします。再開は2時35分といたします。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時35分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

ここで、先ほど報告第5号において税務課長より説明の訂正の申し出がございますので、これを許可いたします。税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） 先ほど報告第5号で、介護保険の改正のところで保険料2万8,000円と説明いたしましたが、2万8,080円でございます。

---

◇

### ◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第8、報告第6号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第6号について申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ4,062万4,000円を減額し、総額を76億3,863万2,000円にいたしましたものでございます。

補正の主な内容でございますが、まず歳入におきましては、地方譲与税や利子割交付金等の各種交付金において、確定に基づきそれぞれ増減いたしました。また、地方交付税におきましては、震災復興特別交付税を含む特別交付税の額が確定いたしましたことから増額いたしております。国庫支出金、県支出金につきましては、事業費等の確定によりそれぞれ増減いたし、財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額分を減額い

たしたものでございます。町債につきましては、事業の確定により借入額に変更が生じたので、一般施設整備事業債ほかそれぞれ減額いたしましたものでございます。

次に、歳出につきましては、各種基金等の利子を積み立てたほか、国県支出金等特定財源を伴う各種事業費について、それぞれ増減の補正をいたしております。

詳細につきましては担当課長等より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 総務課長から順次説明をお願いしますが、報告事項につき極めて簡潔に説明をお願い申し上げます。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、補正予算書の42ページをお開きください。

給与費明細でございます。

1、特別職。この表の下の方の比較の欄、計をごらんください。19人減の42万8,000円の減でございます。これは給与費の報酬の減でございます。内容としましては、衆議院議員選挙、農林業センサス、民生委員推薦会に係る減でございます。

43ページをお開きください。

一般職でございます。比較の欄をごらんください。給与費で職員手当91万1,000円減になっておりますが、2段目、3段目にあるとおり、これは衆議院議員選挙に係る時間外手当と管理職特別勤務手当の確定による減額でございます。

それでは、6ページにお戻りください。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、報告第6号でございますが、今回の補正につきましては、ただいま議長さんのほうからありましたように議会のほうで示された町長の専決処分事項の指定についてで、指定されている費目について財政のほうで査定をし、計上いたしております。

それでは、6ページをお開きいただきます。

第2表地方債補正でございます。ただいま町長の提案理由により、それぞれ事業確定等により借入額が確定したところによってそれぞれ減額をしております。

それで、地方債の廃止につきましては、庁舎改修事業については耐震改修事業という交付税算入のある起債が借りられることになったために廃止をしたもの、それから援護資金貸付金につきましては事業が行われなかったために全額廃止したものでございます。

それでは、10ページ、11ページをお開きいただきます。

歳入でございます。

2款の地方譲与税から次のページ、12ページ、13ページの10款地方交付税まで、それぞれ確定に伴い増減をしたものでございます。

それでは、14ページ、15ページをお開きいただきます。

○総務課防災交通室長（達曾部義美君） 11款交通安全対策特別交付金で11万1,000円の増額でございますが、交付額の確定によるものでございます。なお、交付額の算定は、過去2年間の交通事故件数、人口、道路改良工事件数の算定での交付金となります。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） 14款国庫支出金1項1目1節児童福祉費負担金でございます。

事業の確定により増減したものでございます。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 7節障害者福祉費負担金、⑩障害児施設給付費負担金の確定により42万6,000円の減額を行ったものでございます。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 2項国庫補助金で総務費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金442万8,000円の増ですが、確定により増を行ったものでございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） 2目民生費国庫補助金6節児童福祉費補助金、④次世代育成支援対策交付金139万8,000円の減額でございますが、事業の確定により減額いたすものであります。当初予算計上時、補助率2分の1で見込んでおりましたが、平成26年度から国3分の1、県3分の1に補助率の変更がありましたことから国庫分を減額し、県補助分を増額するものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 3目衛生費国庫補助金、⑦がん検診推進事業費補助金107万3,000円の減額ですが、確定によるものでございます。なお、補助率は2分の1です。終わります。

○総務課防災交通室長（達曾部義美君） 6目消防費国庫補助金で2,000円の減額でございますが、無線システム普及支援事業費等補助金の確定によるものでございます。

16ページ、17ページをお開き願います。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） 7目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金から3節幼稚園費補助金につきましては就学援助費等の補助金でございます。それぞれ補助金の額が確定いたしましたので増減いたしましたものでございます。終わります。

○町民生活課長（牛渡俊元君） 3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金、④の中長期在留者住居地届出事務委託金でございますが、額の確定によるものでございます。

次の2目1節社会福祉費委託金、①の国民年金事務費委託金につきましても額の確定によるものでございます。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 2節児童福祉費委託金、特別児童扶養手当事務費委託金の確定により6,000円の増額を行ったものでございます。

15款1項1目1節社会福祉費負担金、民生委員推薦会運営費負担金、こちらにつきましては推薦会の開催がなかったことにより2万円の減額を行ったものでございます。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） 2節児童福祉費負担金、②涌谷保育園運営費負担金62万6,000円の減、③他市町村保育所運営費負担金31万2,000円の増でございますが、事業の確定による増減でございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 7節障害者福祉費負担金、⑥障害者医療費負担金につきましては確定により154万9,000円の増額、それから障害児施設給付費負担金につきましては確定により21万2,000円の減額を行ったものでございます。

○町民生活課長（牛渡俊元君） 次の18ページ、19ページをお開きください。

2項1目1節総務費補助金、②の消費者行政活性化事業補助金ですが、額の確定によるものです。

○まちづくり推進課長（今野博行君） ⑩緊急雇用創出事業補助金でございますが、昨日お配りした企業誘致アンケート調査事業に係る補助金ございまして、確定により減額したものです。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 2目2節老人福祉費補助金、老人クラブ費補助

金 8 万 3, 000 円の減額、それから社会福祉法人等軽減措置補助金 26 万 9, 000 円の増額につきましては、それぞれ確定により行ったものでございます。

4 節児童福祉費補助金、①、⑦につきましてはそれぞれ確定により増減を行ったものでございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） ⑩延長保育促進事業補助金、⑮放課後児童健全育成事業費補助金、⑳次世代育成支援対策交付金、それぞれ事業の確定による増額でございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 5 節障害者福祉費補助金、⑦から⑳につきましてそれぞれ確定により減額を行ったものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 3 目衛生費県補助金、⑨健康増進事業等補助金 21 万 5, 000 円の減額ですが、確定によるものでございます。なお、補助率は 3 分の 2 です。終わります。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 続きまして、4 目農林水産業費県補助金、②農地集積・集約化対策事業補助金から㉑被災農業者経営体育成支援事業補助金合わせて 499 万 9, 000 円の減額でございますが、それぞれ確定によるものでございます。

次の①松くい虫防除事業補助金 1 万 9, 000 円につきましては、追加交付の確定によるものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 20 ページ、21 ページ、6 目 3 節土地対策費補助金につきまして、確定により 2, 000 円増額するものでございます。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） 8 目教育費県補助金 8 節幼稚園費補助金、①被災幼児就園奨励費補助金 2 万円の減額でございますが、額の確定によるものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 3 項委託金 1 目 3 節統計調査費委託金のうち⑧農林業センサス交付金について、確定により 29 万 5, 000 円減額するものでございます。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 4 節選挙費委託金、衆議院議員選挙 146 万 7, 000 円の減額ですけれども、確定により減額したものでございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） 6 目教育費委託金 1 節、⑥学び支援コーディネーター等配置事業委託金 26 万 3, 000 円の減、⑦学力向上研究指定校事業委託金 2, 000 円の減でございますが、事業の確定による減額でございます。終わります。

○生涯学習課長（小野寺和敏君） 2 節社会教育費委託金、⑤から⑦につきましてはいずれも額の確定により増減したものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 16 財産収入 1 項財産運用収入の 1 節利子及び配当金ですが、全て年度の利子額確定に伴い増減をしたものでございます。

それから、次の 22、23 ページをお開きいただきます。

18 款繰入金 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金、今回の補正により不用となった財源 2 億 2, 900 万円を減額するものでございます。

それから、12 目 1 節震災復興基金繰入金ですが、事業費確定に伴い減額をするものでございます。減額後の基金残高でございますが、7, 106 万 8, 000 円となるものでございます。

それから、21款町債につきましては、第2表で説明のとおりでございます。

それでは、24ページ、25ページをお開きいただきます。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費4目財産管理費19負担金補助及び交付金で、上涌谷駅整備負担金と地域振興公社負担金、それぞれ事業費の確定に伴い元金臨時交付金を充てていたことから今回減額補正をいたすものでございます。

それから、次の企画費、25積立金でございますが、ふるさと涌谷創生基金積立金1万8,000円、それから庁舎建設基金積立金1,000円の減額でございますが、それぞれ利子の確定に伴い増減をしたものでございます。積み立て後の基金の残高でございますが、ふるさと涌谷創生基金が1,168万2,000円となるものでございます。それから、庁舎建設基金につきましては1億5,431万8,000円になるものでございます。

それから、次の12目財政調整基金費の積立金でございますが、利子の確定により82万6,000円増額するものでございます。積み立て後の財政調整基金の残高でございますが、11億3,034万8,000円となるものでございます。

それから、13目減災基金費積立金でございますが、利子の確定により9,000円の増額をするものでございます。積み立て後の減災基金の現在高でございますが、3億541万8,000円となるものでございます。

それでは、26ページ、27ページをお開きいただきます。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 4項3目衆議院議員選挙費146万4,000円の減ですけれども、県からの補助金の確定通知を受けまして経費の確定をし、専決補正したものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 次の5項統計調査費の農林業センサスでございますが、委託金の内示に伴い減額をいたしたものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 28ページ、29ページをお開きいただきます。

3款1項1目2社会福祉事務経費、1報酬につきましては、民生委員推薦会の開催がなかったことによる減額でございます。12節、19節、28節につきましては、それぞれ確定により減額を行ったものでございます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 3目老人福祉費5介護保険対策経費267万1,000円の増額ですが、介護保険会計への繰出金で実績の確定で増額したものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 4目1在宅障害者福祉費、13節、20節につきまして確定により減額を行ったものでございます。

○教育総務課長兼給食センター所長（渡辺信明君） それでは、30ページ、31ページをお願いいたします。

2項児童福祉費1目4保育委託経費19節④補助交付金で9万1,000円の増額でございますが、涌谷保育園で実施されました地域子育て支援拠点事業、民間保育所延長保育事業に対しまして、それぞれ事業確定により増額いたしましたものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 5子ども医療費支給経費でございます。審査手数料及び子ども医療費助成金の確定により減額を行ったものでございます。

6子育て世帯臨時特例給付金支給経費、子育て世帯臨時特例給付金の確定により減額を行ったものでございます。

3目3母子・父子家庭医療費給付経費につきまして、母子・父子家庭医療費助成金の確定により67万2,000円

の減額を行ったものでございます。終わります。

○町民生活課長（牛渡俊元君） 3項1目災害救助経費でございますが、災害援護資金の貸付金の借り受け希望者がなかったために減額するものでございます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 次の32、33ページをお開き願います。

4款衛生費1項4目疾病予防対策事業費13節委託料260万5,000円の減額ですが、県補助金対象の健康増進事業及び国庫補助金対象のがん検診推進事業の実績の確定によるものでございます。終わります。

○町民生活課長（牛渡俊元君） 2項1目1の塵芥処理経費でございますが、これは一部事務組合負担金ですが、震災復興特別交付税の循環型社会形成推進交付金として市町村に交付されている分を大崎広域事務組合に負担金として支出するものです。

次の2目1し尿処理経費ですが、額の確定によるものです。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 次の34ページ、35ページをお開きください。

6款農林水産業費、細節1農業振興対策事業費④補助交付金、農業経営基盤強化資金利子助成事業費補助金、被災農業者経営体育成支援事業費補助金合わせて204万8,000円の減額でございますが、確定によるものでございます。

次の細節2基金管理経費、繰出金でございますが、安部卓爾記念奨励基金の利子でございます。

細節2農地整備事業経費①国県負担金、県営ほ場整備事業負担金2,046万6,000円の減額でございますが、名鱈地区、鹿飼沼地区ほ場整備事業でガイドラインに基づきまして当初で4,024万円をお願いいたしましたが、宮城県の入札不調によりまして1,977万4,000円の執行に終わり、残額2,046万6,000円の減額となったものでございます。

細節3農業用排水整備事業費①国県負担金、基幹水利施設管理事業負担金18万5,000円の減額でございますが、確定によるものでございます。

細節1水田農業構造改革対策事業経費、報償金、需用費、負担金補助及び交付金につきましてはそれぞれ確定によるものでございます。終わります。

○まちづくり推進課長（今野博行君） 36、37ページをお開きください。

7款1項2目2企業誘致対策経費13節委託料でございますが、歳入でお話ししましたとおり、事業費確定によるものでございます。終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費19節負担金補助及び交付金、その他負担金で81万3,000円の減額は、石巻線上涌谷駅周辺整備の事業確定により負担金の減額をするものでございます。

次に、4項住宅費1目住宅管理費、基金管理経費3,000円の増額ですが、利子の確定によるものでございます。

次のページ、38、39ページをお開きください。

2目住宅建設費19節負担金補助及び交付金49万円の減額は、引っ越し費用補助金として予定しておりました渋江南工区の14戸のうち、26年度内に入居が完了したのは5戸となりましたことから減額をいたすものです。終わります。

○生涯学習課長（小野寺和敏君） 次の40ページ、41ページをお開きください。

5項社会教育費、社会教育事務経費、元気わくやふれあい町づくり補助金141万9,000円の減でございますが、歳入で説明しましたとおり、県支出金の協働教育プラットフォーム事業、宮城県放課後子ども教室推進事業の額の確定により減額したもので、主なものとしたしましては、運営スタッフの謝金の減額、生涯学習カレンダーの契約差金等によるものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 14款予備費については、歳入歳出の差額42万円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 以上で説明は終了しました。

これより質疑に入ります。

まず歳入でございますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に、歳出について入ります。

歳出についても一括質疑となります。質疑ございませんか。11番。

○11番（長崎達雄君） 36、37ページの商工費、企業誘致アンケート調査業務委託料11万円の減額なんですけど、きのう私の一般質問でこの企業立地動向アンケート調査の報告書を出してもらいたいと。これ出されたんですね。ただ、これだけ見てもちょっとよくわからないんですけども、私、3,000件だと思ったら1万3,981件だったんですね。そして、この3番のアンケート調査結果、宮城県以北とか、あと宮城県とかと出ているんです。そしてクエスチョン19の、希望する涌谷町からのアプローチにおいて「訪問してほしい」「電話してほしい」「資料を送付してほしい」と回答した企業、そして4月13日付で45社に資料を送ったと。送りっぱなしで、返事は来ないんですか。

そしてあと、せっかく上場企業にアンケート調査出したんですから、この数字だけでなく、企業名も出したらいいんでないですか。さっき教育委員会から概要と計画書と出ているんですが、これだけの概要では私は納得いかない。というのは、この企業の中にもしかすると町内出身の方も勤めているかもわからない。そして、そのようにそれなりのポストについている方もいるかもわからないんですね。そうしますと、これからはこういう企業誘致運動だけでなく人的コネを活用することも必要だと思うんですね。ですから、町内からそういう上場企業に勤めている方でそれなりのポストについている方もいるんですから、そういう人を探して誘致運動をすることは必要だ。ですから、何も数字だけでなく会社名も出すと。これ見ると、ああ、ここに誰それ勤めているんでないかとかそういうことがわかるから、そういうことも出してほしいのね。ですから、例えば私が知っている人で関東自動車の重役までなった人、今、年は私より2年先輩だからとっくにやめているんですけども、その人はかつて金ヶ崎に工場を出すとき関係した重役さんなんだよね。だから、そういう人もいることもあるのだから、数字だけでなく出してほしいんです。その辺どうですか。

○議長（遠藤稔雄君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（今野博行君） お答えいたします。

まず、返事が来ないのかというお話ですけれども、私どものほうからはそのパンフレット等を出したときにはお返事をくださいとかそういうことは出しておりません。当然この後フォローといいますか、またこちらのほ

うからは随時電話なりあるいはメールのほうでつないでいきたいというふうに考えております。

それから、企業名は出せないかというようなお話でしたが、当然私どものほうでは内部資料としては持っております。ただ、企業立地ニーズ調査のアンケート調査の関係では、個人情報の取り扱いということで会社様のほうには、私どものほうの統計上のことでしか、それ以外のものにはお出ししませんということでの回答をいただいておりますので、そちらのほうを皆様に公表するということは、済みませんけれども差し控えさせていただきたいと思えます。

あと、議員さんのおっしゃるとおり人脈、あるいは地縁とか血縁、非常に大事だと思います。米沢市ですか、そちらのほうのをちょっと読んだところだと、やはりその町長さんとか議員さん方が非常に頑張っていたいろいろな会社を誘致したということも聞いております。ただ、そちらのほう個人情報は出せないんですけれども、もし議員の皆様方がそのような情報がございましたらぜひ私どものほうにいただいて、そして私どものほうでアクションを起こしたいと思えます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。8番。

○8番（門田善則君） 27ページの衆議院選挙費に関連しての質疑をさせていただきます。あと1点は社会福祉事務経費の民生委員の推薦についてと、この2件についてちょっとお聞きします。

まず衆議院の選挙、これ立会人という形の中で区長さん等が立会人になって報酬を得ているはずだと思うんですが、そこでお聞きしたいのが、区長さんは選挙の活動、要は特定の候補者の選挙運動もしくは後援会運動ができるのかできないのか、また、民生委員の方が特定の候補者の運動ができるのかできないのか、また、そのことについてどのようになる方にご説明をしているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） まず、投票立会人の方たちについては特定の候補者についての活動は差し控えていただきたいということで、そういう人たちにお願いするときにそういった話をしております。

それから、民生委員さんは選挙運動はできない。あとは区長さんについても、区長さんということで特定の候補者の運動をするというような人については、家族ですとかそういったことのない方たちをお願いするという事で考えてございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 恐らくそうであろうというふうに思っております。しかしながら、もう時間もたつて区長も何期もしたりとか、また区長初めてなった人とか、また民生委員も初めてやられた方について、教育的にその辺の理解度がまだまだ薄いんじゃないかなというのをちょっととられたものですから、その辺文書なりできちんとやるべきではないかと思えますが、総務課長、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 今までも特に民生委員さん方に文書を出してこうですよといったことは特にはないんですけれども、民生委員さんになられるときにまず条件といいますかが示されているかなと思えます。ですから、選挙のときに全ての公職の方たちについて改めて周知しているということにはございません。ただし、先ほど申しあげましたように、こちらで立会人ですとかそういったものをお願いするときは、直接の関係者であるとかそういったことを調べまして、特定の方につながるような人、それから選挙活動をするような



方については頼まないということで、そういうことで調査しながら選定をしているという状況でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（高橋正幸君） 今、総務課長のほうから説明ございましたけれども、区长、民生委員、それから農業委員等もなりますが、特別職の公務員ということでかなり規制されております。それで民生委員のほうでございますが、ことし選挙の多い年ということで、民生委員の定例会等を利用して、民生委員として地位利用、民生委員の活動をしながらこういう人をよろしくとそういうことはできませんよという形で、定例会等を活用しまして民生委員のほうに伝えているところでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 最後に確認なんですけど、じゃあもしも、ないとは思いますが、そういう活動をしてしまった場合、委員についてはどのような罰則規定があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 済みません。ちょっと手元に刑罰、量刑について持っていないんですけれども、明らかに法律に抵触するということであればそれなりの刑罰が課されるということになるかと思えます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。それでは、質疑を終結してよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 以上で報告第6号は終了いたしました。



### ◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、報告第7号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第7号について申し上げます。

本件は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3,766万円を増額し、総額を24億3,482万1,000円にいたしましたものでございます。

主な内容につきましては、歳入では、保険給付費及び各拠出金に係る国庫支出金等の確定に伴う増減でございます。国庫補助金の特別調整交付金では、経営努力分として3,300万円交付されたものでございます。また、財政調整基金繰入金では、歳入歳出差引額を戻し入れしたものでございます。

歳出につきましては、国の特別調整交付金の直営診療施設整備分が認められたため、国保病院会計繰出金を増額いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民福祉医療センター健康課長（熊谷健一君） それでは、議案書の6ページ、7ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、町長の提案理由にもありましたように、全て給付実績に基づく補助金等の確定に伴う増減でございます。

主なものにつきましてご説明いたします。

3款国庫支出金2項国庫補助金の2目財政調整交付金2節特別調整交付金1億6,255万3,000円の増額でございますが、東日本大震災による医療費窓口負担免除分と財政負担増加分に7,210万6,000円、それから経営努力分に3,300万円増、直営診療施設の整備に5,338万5,000円の増などが主な理由でございます。

次のページ、8ページ、9ページをお開き願います。

5款県支出金2項県補助金2目の財政調整交付金2節2号交付金880万3,000円の増額でございますが、国保税の収納率向上分で750万円の増、経営姿勢良好分の150万円の増などが主な理由でございます。

次に、7款共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金447万2,000円の減額と、2目保険財政共同安定化事業交付金1,506万3,000円の減額でございますが、一般被保険者のレセプト1件当たり30万円を超えた高額分が見込みより少なかったのが主な理由でございます。後ほど出てきます歳出の7款共同事業拠出金も同様な理由で減額していますので、歳入が減った分歳出も減っているものでございます。

次の10ページ、11ページをお願いいたします。

9款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金8,728万3,000円の減額でございますが、歳入歳出の差額でございます。平成26年度末の基金残高は2億6,342万9,000円となるものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いします。

こちら歳出でございます。

2款保険給付費から6款介護納付金までは財源の組み替えでございます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

7款共同事業拠出金1目高額医療費共同事業拠出金452万5,000円の減額と、2目保険財政共同安定化事業拠出金1,109万3,000円の減額でございますが、歳入の7款でご説明したとおりの理由でございます。

次の16ページ、17ページをお願いします。

10款諸支出金1目直営診療施設勘定繰入金5,338万5,000円の増額でございますが、特別調整交付金算入分を国民健康保険病院事業会計に繰り出したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稯雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第7号は終了いたしました。



#### ◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稯雄君） 日程第10、報告第8号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第8号について申し上げます。

本件は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2万円を増額し、総額を15億9,414万6,000円にいたしましたものでございます。

主な内容につきましては、歳入では、国庫支出金等の確定に伴う増減でございます。また財源不足分につきましては、介護給付基金を取り崩し手当てしたものでございます。歳出につきましては、介護保険給付基金預金利子を同基金に積み立てたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 説明省略、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは説明を省略し、質疑ございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第8号は終了いたしました。



#### ◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、報告第9号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第9号について申し上げます。

本件は、他会計補助金の確定により収益的収入及び資本的収入を補正いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、報告第9号 平成26年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国保直営診療施設として施設整備、医療機器導入等に対し国民健康保険特別調整交付金を申請いたし平成27年3月31日に交付決定を受けたことに対し、それぞれ予算措置をいたしましたものでございます。

それでは、補正予算書1ページから説明をいたします。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入に640万5,000円を追加するものでございます。

第3条におきまして、予算第4条で定めました資本的収入に8項他会計補助金として4,698万円を追加するものでございます。

第4条におきましては、予算第9条で定めた国民健康保険事業勘定特別会計から病院会計へ補助を受ける額を

5,738万5,000円に改めるものでございます。

それでは、補正予算書4ページ、5ページをお開き願います。

収益的収入の補正でございます。

1款病院事業収益2項医業外収益2目補助金でございますが、国保から交付されます国保特別調整交付金の交付決定を受けたことに対し、640万5,000円の増額をいたしたものでございます。補助金の内訳、内容といたしましては、療養環境の改善に要した費用に対する助成、救急外来の舗装工事を行いました。それに対して81万9,000円、医師、看護師、保健師等の確保支援に要した費用に対する助成といたしまして100万円、救急患者受け入れ体制支援に対する助成といたしまして258万6,000円、国保直診による保健管理事業、これは200万円の増、合わせて640万5,000円でございます。

資本的収入の補正でございます。

3款資本的収入8項他会計補助金1目他会計補助金につきましては、国民健康保険特別調整交付金として経営合理化のために要した費用といたしまして、オーダーリングシステムの導入に際し3,996万円、国保直診の施設・設備整備に対する助成、医療機器導入でございます、レントゲンのエックス線テレビ装置、MRI装置の導入に対しまして702万円、合わせて4,698万円の交付決定を受け、補正増をいたしたものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第9号は終了いたしました。



#### ◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第12、報告第10号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第10号について申し上げます。

本件は、平成26年度の議会におきましてお認めをいただいております地方創生先行型事業ほか10事業の繰越明許費総額4億1,063万6,000円を平成27年度に繰り越いたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長等から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） ただいま町長の提案理由にありましたように、27年3月会議でお認めをいただきました涌谷町一般会計補正予算（第10号）による事業6事業、それから3月会議に追加提案をいたしました補正予算（第11号）でお認めいただきました5事業につきまして、既収入特定財源220万円、未収入特定財源2億2,074万8,000円、一般財源1億8,768万8,000円の4億1,063万6,000円繰り越しをいたしましたのでご報告申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第10号は終了いたしました。



#### ◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第13、報告第11号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第11号について申し上げます。

本件は、平成26年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）においてお認めいただきました繰越明許費について、公共下水道事業建設事業の雨水排水事業で3億48万7,000円を平成27年度に繰り越いたしましたのでご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、報告第11号 平成26年度涌谷町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

ただいまの町長の提案理由にございましたが、平成26年度の繰り越し事業でございます。平成26年度の国の補正予算で内示のありました公共下水道建設事業の雨水排水事業で総額3億48万7,000円を27年度に繰り越したものでございます。内訳といたしましては、委託料といたしまして新下町浦地区に建設予定の雨水調整池及び雨水排水路の実設計等の費用、工事請負費といたしまして雨水調整池設置工事費、用地買収費といたしまして雨水調整池の用地取得費用でございます。

説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第11号は終了いたしました。



#### ◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第14、報告第12号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第12号について申し上げます。

本件は、小里字右堂崎地内に配水管布設工事を宮城県発注の河南築館線道路改良工事と並行して行う予定でしたが、道路改良工事の進捗のおくれにより472万円を平成27年度に繰り越したためにご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、報告第12号 平成26年度涌谷町水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

ただいまの町長の提案理由にございましたが、26年度の補正予算（第4号）においてお認めいただきました繰り越し事業でございます。宮城県北部土木事務所で実施いたしております県道河南築館線道路改良工事が物件移転補償等のおくれにより本年12月まで工事期間延長となったことから、並行して行う予定であった町水道の配水管布設工事を27年度に繰り越したものでございます。

今後の予定といたしまして、県道改良工事の完成が12月末を予定しておりますことから、水道の移設工事につきましても12月末となる見込みでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第12号は終了いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時30分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

---

◇

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第15、議案第55号 涌谷町職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第55号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町国民健康保険病院等において医師、薬剤師をふやし安定した経営を図るため、また介護員、看護師等の正職員化により雇用の安定と人材の定着を促進するため、病院事業等企業職員の定数をふやすものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、議案書49ページになります。

議案第55号 涌谷町職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

涌谷町職員定数条例の一部を次のように改正するものでございます。第2条第8号中、「137人」を「163人」に改めるものでございます。

それでは、新旧対照表、一番後ろのページ、38ページになりますのでご参照いただきたいと思います。

第2条でございます。職員の定数、第2条第8号。病院事業については病院、老健、訪問看護ステーションの3事業でございます。病院事業の企業職員の定数を137名から163名に改正をお願いいたしますのでございます。

病院事業の職員につきましては、正職員だけでなく嘱託・臨時職員が多く勤務しているところでございます。特に老人保健施設の状況につきましては、今年度4月1日付で半数程度が嘱託・臨時職員であり、その多くは介護職員でございます。嘱託・臨時職員は自分の将来について不安を持っており、民間の介護施設での正職員募集に応募し、平成26年度におきましては多くの介護職員が退職した状況でもございました。医療、介護分野における事業運営で大切なことはマンパワーの確保でございます。マンパワーが確保されないとサービスの低下、また医療安全面での低下に直結するところであります。そういった状況から、正職員化を図り職員の将来への不安を取り除くため、そして病院部門におきましては医師、薬剤師をふやし安定した経営を図るために定数の増員をお願いするものでございます。

それでは、議会資料A3判の13ページを参照しながら説明をさせていただきます。13ページ、縦判になります。

職員必要数Aについて、各部門別の定数を考えたものでございます。Bが平成27年1月1日付の職員数、Cが平成27年4月1日付の職員数の状況であります。今回ご提案をいたします定数につきましては職員必要数Aでございまして、上段が病院事業部門、中段の囲いが訪問看護ステーション部門、一番下の下段が老人保健施設部門になります。

一番上、病院部門につきましては、現在の病床数、外来患者数を基準とした医師については医療法で定められている必要数であり、薬剤師についても外来診療に係る院内処方数、入院患者数に対する基準による定数でございます。入院病棟につきましては現行の看護基準でございます10対1の施設基準に対する看護師の配置数、またその他のコメディカル部門、レントゲン技師、臨床検査技師、管理栄養士、リハビリ部門の理学療法士、作業療法士等は現行の医療サービス体制を維持する人員での定数でございます。

中段の訪問看護ステーションにつきましては、現行の体制でございます看護職4名、リハビリテーション職員4名、計8名を維持するものでございます。

一番下、老人保健施設部門につきましては、介護職員の正職化を図ろうとするものであります。真ん中のCが平成27年4月1日現在の状況でございまして、病気休暇、育児休暇の者は定数から除かれますので、現在の職員数の数は136名になっているところであります。

一番右側でございます。表右側、A-Cに各部門の増減を示しておりますが、職種の内訳といたしまして、医師4名の増、薬剤師2名の増。薬剤師2名増することにより、入院されている患者さんの服薬指導、病棟薬剤管理業務、そういったところができるというふうな形になるものであります。看護師については5名、事務1名、これは医療事務のプロパーというふうな形で考えているところでございます。

最後に老人保健施設、これは介護員10名、計22名、それらの正職化を計画にしていきたいというふうなご提案でございます。

議案書、49ページにお戻り願いたいと思います。

49ページ、附則でございます。この条例は公布の日から施行をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

ここで時間を1時間延長しておきます。

8番。

○8番（門田善則君） まずもって、さきの議会で老人保健施設について正職化を図れというような質疑を私させていただきました。今回、対応がすごく早いということで感心しているわけでございますけれども、この部分については、やはり安定的に雇用の確保の中で正社員という部分、私の母親も老健でお世話になっているわけですが、そういった仕事ぶりを見ていても「パートではな」とか「嘱託ではな」というものを感じたものですから、さきの議会でそういった質疑をさせていただきました。今回、そういったセンター長の考えのもとにふえたことは私も歓迎するところではありますが、しかしながら、もととなる病院のほうに現在の医師数にしても若干足りないという状況があります。この辺については、今の課長の説明では何とかこの必要数に合わせていきたいという考えということで説明を受けましたけれども、何か町民の中ではどうしてもそういった少なさがベッド数のあきとか、または患者の待合室での待っている姿が少ないような状況が心配されるということで我々議員にもお伝えしてくる患者さん方また町民の方がおられます。そういった部分ではやはり早期に立て直しを図って、必要性の人数を確保して、そして最大限の病院経営に当たるのが最大であろうというふうに考えますけれども、その辺について、センター長、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 管理者。

○町民医療福祉センター長（青沼孝徳君） 人材の確保は喫緊の問題でございます。これは私どももちろん努力しますけれども、やはり町の魅力といいますかを含めまして、やはり人材確保というのは町全体で考えていくべきことだろうと思います。いろいろなもちろん医療の質の面、やりがいの面という意味では病院そのものがございましょうし、また処遇の問題とか環境の問題、これはなかなか病院だけの問題ではなくて町全体の問題で、やはりこの涌谷町に来たい、涌谷町に住んでここでそして仕事をしたいと、そういうような環境づくりはもちろん私は先頭になってやっていくわけですが、どうぞ町民の皆様にもご理解、ご協力をいただきながら、多くの優秀な人材を確保するように各方面と連携をしていかなくちやいかんとそういうふうに思っています。その部分についての今後の取り組みについては、またこういう場とかいろいろな場面で協議をしなくちやいけないことだろうというふうに思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 今センター長からお話ありましたけれども、恐らく私もセンター長もほとんど同じ考えを持っているんだろうというふうに考えられます。しかしながら、町民目線から考えるとどうしても病院経営ということが頭に入るようなんですね。そういった部分では今の状態でいいんだろうかということを我々議会にも言ってくるわけでありまして。そういった観点で申しますと、センター長はあくまでも管理者でありますから、



経営手腕という部分ではセンター長の考え方が経営に大きく反映されるであろうというふうに考えられます。そういった意味ではセンター長の経営手腕というものが今後大きく取り沙汰されるんだろうなというふうに考えられますので、今後の方向性と、その経営手腕で考えている部分があればお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 青沼管理者。

○町民医療福祉センター長（青沼孝徳君） 私の涌谷町で目指す医療というのは、地域包括ケアシステムの確立でございます。一番大事なことは、町民一人一人が病気にならない、できるだけ医療にかからなくてすむような人生を送れる、そういう町であるべきだと思っております。ただ、その中で、人間は残念ながらある一定の確率で病気になりますので、こういう方々をどう支えるかという意味での必要最小限、そしてまた求められる医療を提供していく体制も大事だと思っております。また、病気が今の現代医学では必ずしも全て治せるわけではないです。中には病を抱え、また介護が必要な状態で生活をしなくちゃいけない方々がたくさん特にこの高齢社会ではふえると思うんです。こういう方々をどう支えるかと。これはもう医療だけの問題ではありません。医療と介護の連携並びに町全体の体制、それから町民の皆さんの自分の人生、人は生まれていつか必ず死ぬわけですけども、亡くなるわけですけども、自分の人生をどのように過ごすかとそういうようなことについての町民の皆さんの考え方というのも極めて大事だろうというふうに思っております。

そういう意味で、今までの医療といいますか病院に期待することは極めて単純といいますか、病気になったら治すとそういうことに期待感が大きいのではないかと思うんですが、私は、今後、地域包括ケアシステム、それからこれからの高齢社会に対応していくためには、いかに自分の健康を維持するかと、さらに自分の人生をどのような場所でどのように過ごすかと、そういうことをやはり町民の皆さんと議論をする時期ではないかと思っております。まさに国も、地域包括ケアシステムというものはそういうものを目指した地域づくり、まちづくりというものを目指すということでございます。私もこれを今まで念頭に置いてはきたんですが、町の今まで求められてきたものはやはり治療中心であったと思っております。そういう意味で、治療しながらいかに涌谷町で安心・安全に過ごせるようにするか、そういう体制を各地域ごとに、39の行政地区に分かれていますけれども、そういうところでやはり町民の皆さんとそれぞれの地域で話し合うようなそういうような体制がつかれないかというふうに今考えているところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 発展的なご意見だというふうに感じられます。しかしながら、センター長はご存じかどうか分かりませんが、我々議会は議会活動の中で年に2回、議会報告会というものを各行政区で行っております。そのたびにここにいる議員さん方がほとんど聞くのが、病院は大丈夫なのかとか、患者は随分減っているんじゃないのかとか、あのお医者さんはどこに行ったんだろうかというような質疑を必ず受けるんです。議会の方も答えるのに相当苦労されていると。私、分科会の会長ですからそういうふうに受けとっております。これは、我々がどうのこうのではないんですけれども、やはりそこで働くセンター長にやはり我々は期待しなければならぬだろうというふうに思います。近くに広瀬のほうに病院があります。そちらのほうに移った先生とか、患者の方から私たちは聞かされます。事務長もそちらに行っている方もいます。そういったことを聞くと、なぜ涌谷じゃだめなんだろう、なぜそちらなんだろうという疑問に立つわけであります。ですから、その辺の改善策をまずもってセンター長にはお願いして、よりよい病院経営とその職員の安定ということを考

えていただいて病院経営をしていただければもっとよいのではないかと思いますので、その辺の発展的な意見を最後に聞いて終わりたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 青沼管理者。

○町民医療福祉センター長（青沼孝徳君） 何が問題なのかと、今のご質問で私を感じるのは、人はやはり動くと思います。いろいろな新陳代謝の中で人は動く。やはりここにいろいろな面で、決してここが、見切りをつけてやめる人もいますし、より発展的なものを求めて動く方もいます。それから、別な場所においてここに来たいと言ってくる人もいます。人はやはりそういうふう動くものだと思います。それをやはり変化、出ていく、やめた、そういうことだけに視点を置くのではなくて、人はやはり流動的にそして新陳代謝をしていくと、そういうことをやはり評価をしなければいけないと思います。町民の皆さんが、患者さんがいなくて困ると。それは、要するに病院が魅力がないとそういう意味で今捉えておっしゃっているのでしょうか。（「そういうことではないと思いますけれども」の声あり）ですから、患者さんが必ずしも、今、やはり自分たちの病状に応じて施設を利用しているんだろうと思うんですね。そこはやはり私たちとしても、できるだけ今うちの病院に来ている方々に対する満足感、ただ私たちの病院で納得いなくてほかの病院に行くと、これはこれでやむを得ないと私は思っています。現在はそのような考えです。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。4番。賛成ですか、反対ですか。（「賛成です」の声あり）ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 4番

○4番（久 勉君） たしか平成7年でしたか、オープンされたのは。そのとき初代の事務長ということで勤務させていただいてちょっと残念だったのが、やはり介護職の方を募集したときに全員正職員にはできないということと言われて、専門学校を出てきて資格持っていて入られている方でも正職員にできなかったことで、職員の方からいつになったら僕とか私は正職員になるんだろうかと詰め寄られた経過がありまして、当時の事務長なんかにもできるだけ早い時期にできれば計画的にやっていただけないかということもお話し申し上げたんですけども、町長部局との話し合いの中で、やはり定数条例というのがあってなかなか難しいということと言われてきたんですけども、今回、こうやってやっと計画的に正職員の数をふやしていくということは、やはりそこで働く方々にとっても非常に安定的といいますか、さっき課長がおっしゃったように安心して働けるといいですか、ぜひこれを機会に、またセンター長は管理者なのでですからかなりの経験というんですか、それまで任されているわけですから、前にもお話し申し上げたとおり、頑張った職員には頑張った分のご褒美というんですか、そういったことをぜひ考えていただいて、職員がそこで生き生きと働けるような職場環境づくりに一層邁進していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号 涌谷町職員定数条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第55号 涌谷町職員定数条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎散会について

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

本日の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、これをもって散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決しました。



◎散会の宣言

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時50分

